

行政情報公開・個人情報保護制度の実施状況

令和 4 年度

豊島区政策経営部区民相談課

目 次

I 概 要

1 行政情報公開制度

(1)行政情報公開請求	1
-------------------	---

2 個人情報保護制度

(1)個人情報ファイル登録などの状況	2
(2)豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会	2
(3)保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況	3
(4)苦情申し出の状況	4

II 行政情報公開制度の実施状況

1 行政情報公開請求の処理状況

(1)実施機関別内訳	6
(2)公開請求内容別内訳	9

III 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報ファイル登録等の状況

2 審議会諮問・答申状況

3 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況

(1)実施機関別内訳	93
(2)開示請求内容別内訳	98
(3)訂正、削除、利用、苦情の申出または提供の中止請求別内容内訳	112

I 概要

1 行政情報公開制度

(1) 行政情報公開請求

ア. 行政情報公開請求、決定内容件数

年 度		令和4年度	令和3年度	
受 付 総 件 数		415 件	424 件	
決定内容	取 下 げ	7 件	10 件	
	全 部 公 開	179 件	194 件	
	部 分 公 開	185 件	196 件	
	非 公 開	108 件	60 件	
	非公開 内訳	全部非公開	(23件)	(11件)
		不 存 在	(88件)	(49件)
		存否応答拒否	(1件)	(0件)
却 下	6 件	0 件		

- * 受付総件数と決定内容との数の相違は、1件の受付に対して複数の決定がされたものがあるため
- * 決定内容のうち、非公開件数とその内訳の合計数の相違は、1件の決定で非公開理由が複数に渡るものがあるため
- * 部分公開又は非公開の主な理由は、個人に関する情報、及び印影等で公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報である
- * 受付総件数のうち電子申請は、令和3年度78件（令和2年度 59件）

イ. 公開請求の実施機関別内訳

年 度		令和4年度(うち取下げ)	令和3年度(うち取下げ)
実施機関	区 長	370件 (5件)	407件 (9件)
	教 育 委 員 会	11件 (1件)	22件
	選 挙 管 理 委 員 会	4件	1件
	監 査 委 員	30件 (1件)	30件 (1件)

ウ. 公開請求のうち、受付件数の多かった内容

令和4年度	件数	令和3年度	件数
食品衛生の営業許可、環境衛生業の開設届、医療機関等に関するもの	181	食品衛生の営業許可、環境衛生業の開設届、医療機関等に関するもの	215
契約締結に関するもの	61	契約締結に関するもの	83
狭あい道路に関するもの	48	狭あい道路に関するもの	46
住民監査請求に関するもの	16	住民監査請求に関するもの	40
函面に関するもの	16	指定管理に関するもの	20
指定管理に関するもの	15	教育に関するもの	20
		環境保護に関するもの	20

2 個人情報保護制度

(1) 個人情報ファイル登録などの状況

項 目	令和4年4月1日現在	
個人情報ファイル	897件	
外部委託登録票(事業別)	296件	
目的外利用記録票(事業別)	190件	
外部提供記録票(事業別・提供先別)	260件	* 令和4年度まで

* 個人情報ファイル…業務を行うために個人情報の検索が可能な台帳や電子データの集まり

項 目	令和5年4月1日現在	
個人情報ファイル簿	410件	* 令和5年度から

* 個人情報ファイル簿…個人情報保護法第75条第1項において規定される帳簿

(2) 豊島区行政情報公開・個人情報保護審議会(令和5年3月31日まで)

ア. 審議会の開催、諮問状況

年 度		令和4年度	令和3年度
開催内訳	開催回数	5 回	6 回
	諮問件数	20 件	46 件

イ. 諮問事項の内訳

①個人情報等の保護に関する条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項

年 度		令和4年度	令和3年度
諮問事項	収集禁止事項に関する収集	0 件	1 件
	本人外収集	0 件	1 件
	目的外利用	1 件	7 件
	外部提供	2 件	1 件
	電算処理	1 件	10 件
	電子計算機の結合	8 件	7 件
	業務の委託	7 件	18 件
	特定個人情報の業務の委託	0 件	1 件

②行政情報公開・個人情報保護制度の運営に関する事項

令和4年度	1件	新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問（一括承認） ※個人情報保護法の改正に伴う検討会を発足し、令和4年度中に6回開催した。 その中で行った検討結果を審議会において報告した。
令和3年度	0件	—

(3) 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況

ア. 保有個人情報等開示訂正等請求、決定内容件数

年 度		令和4年度	令和3年度
開 示		74 件	123 件
決定内容	取 り 下 げ	0 件	3 件
	全 部 開 示	34 件	75 件
	一 部 開 示	38 件	43 件
	非 開 示	9 件	12 件
	非開示 内訳	全部非開示	(1件)
不存在		(8件)	(10件)
存否応答拒否		(0件)	(1件)
訂 正		1 件	1 件
決定内容	応じる		1 件
	一部応じる		
	応じられない	1 件	
削 除			
決定内容	応じる		
	一部応じる		
	応じられない		
目的外利用の中止			
決定内容	応じる		
	一部応じる		
	応じられない		
外部提供の中止			
決定内容	応じる		
	一部応じる		
	応じられない		

* 受付総件数と決定内容との数の相違は、1件の受付で複数の開示決定がなされたものがあったため

イ. 開示訂正等請求のうち、受付件数の多かった内容

令和4年度	件数	令和3年度	件数
介護認定、介護給付に関するもの	30件	生活保護に関するもの	55件
各種相談記録に関するもの	14件	介護認定、介護給付に関するもの	33件
住民票の写し又は戸籍謄抄本の交付等に関するもの	11件	住民票の写し又は戸籍謄抄本の交付等に関するもの	22件
生活保護に関するもの	7件	各種相談記録に関するもの	14件

(4) 苦情申し出の状況

豊島区個人情報等の保護に関する条例第35条により、区民等は実施機関に対し、その保有個人情報等の取扱いについて、苦情を申し出ることができる。
令和3年度、令和4年度の苦情申し出状況は次のとおり

年度	申し出の内容	実施機関
令和4年度 (0件)	該当なし	—
令和3年度 (0件)	該当なし	—

※行政情報コーナーで受け付けたものに限定

II 行政情報公開制度の実施状況(令和4年4月～令和5年3月)

1 行政情報公開請求の処理状況

区分	受付	取下げ	決定内容					公開方法			
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)		却下	閲覧	写しの交付	視聴	
第1四半期	94	2	44	42	11	(9)	(0)	0	2	97	0
第2四半期	121	2	53	52	32	(25)	(0)	2	2	139	0
第3四半期	91	1	34	44	29	(27)	(0)	4	3	109	0
第4四半期	109	2	48	47	36	(27)	(1)	0	13	120	0
合計	415	7	179	185	108	(88)	(1)	6	20	465	0

* 受付総件数と決定内容との数の相違は、1件の受付で複数の公開決定がなされたものがあったため

参考 情報提供の件数(行政情報コーナー取り扱い分)

行政情報の名称	件数
中高層建築標識設置届・建築物解体工事標識設置届・都市計画図	570
食品衛生文書処理簿・環境衛生文書処理簿・医療機関名簿・薬局名簿	343
公開開示等の相談・申請	316
土壌汚染、指定作業所届	194
図書資料の閲覧	181
有償刊行物の頒布	97
予算関係	21
職員採用試験問題集	29
組織人事一覧、契約関係、パソコン利用、コピー機利用、施設等総合案内、、その他	2,308
合計	4,059

(1) 実施機関別内訳

実施機関	受付	取下げ	決定内容					公開方法			
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)		却下	閲覧	写しの交付	視聴	
区 長	370	5	175	176	76	(59)	(1)	3	17	418	
政策経営部	21		3	8	9	(6)		1	1	20	
総務部	29	2	10	9	13	(7)	(1)	2	8	28	
区民部	9		1	10	1	(1)				12	
文化商工部	13		2	10	2	(2)			1	13	
環境清掃部	6		1	3	2	(2)				6	
保健福祉部	190	1	111	76	35	(31)			3	220	
子ども家庭部	7		2	1	5	(2)			2	6	
都市整備部	105	2	45	59	9	(8)			2	113	
会計管理室											
教育委員会	11	1	4	5	3	(3)			3	10	
選挙管理委員会	4			2	2	(2)				4	
監査委員	30	1		2	27	(24)		3		33	
合 計	415	7	179	185	108	(88)	(1)	6	20	465	0

- * 実施機関(区長)の受付合計と部別内訳の合計が異なるのは、1件の受付で複数の部にまたがる請求が存在したため。次ページ以降の四半期ごとの合計及び内訳も同じ。
- * 受付件数と決定内容の合計件数が異なるのは、1件の受付で複数の公開決定がなされたものがあるため。

(第1四半期 4月～6月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	85	2	43	39	5 (3)		2	87	
政策経営部	1			1				1	
総務部	3	2	1					3	
区民部	1			1				1	
文化商工部	8		1	6	2 (2)			9	
環境清掃部									
保健福祉部	49		30	18	2 (1)		1	49	
子ども家庭部									
都市整備部	24		11	13	1		1	24	
会計管理室									
教育委員会	4		1	3	1 (1)			5	
選挙管理委員会									
監査委員	5				5 (5)			5	
合 計	94	2	44	42	11 (9) (0)	0	2	97	0

(第2四半期 7月～9月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	101	2	52	48	17 (13)		2	117	
政策経営部	8		1	1	6 (3)			8	
総務部	5		6	1				7	
区民部	4		1	5				6	
文化商工部	2		1	1			1	1	
環境清掃部	1		1					1	
保健福祉部	48		29	20	8 (8)		1	56	
子ども家庭部	2		1		1			2	
都市整備部	32	2	12	20	2 (2)			36	
会計管理室									
教育委員会	1		1	1				2	
選挙管理委員会	3			2	1 (1)			3	
監査委員	16			1	14 (11)	2		17	
合 計	121	2	53	52	32 (25) (0)	2	2	139	0

(第3四半期 10月～12月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	80		32	42	22 (20)	3	1	98	
政策経営部	5			1	3 (3)	1	1	4	
総務部	9		1	4	3 (2)	2		10	
区民部	2			2				2	
文化商工部	1			1				1	
環境清掃部									
保健福祉部	44		23	20	13 (13)			56	
子ども家庭部	3			1	2 (1)			3	
都市整備部	19		8	13	1 (1)			22	
会計管理室									
教育委員会	3		2	1			2	1	
選挙管理委員会									
監査委員	8	1		1	7 (7)	1		10	
合 計	91	1	34	44	29 (27) (0)	4	3	109	0

(第4四半期 1月～3月)

実施機関	受付	取下げ	決定内容				公開方法		
			公開	部分公開	非公開(うち不存在/存否応答拒否)	却下	閲覧	写しの交付	視聴
区 長	104	1	48	47	32 (23) (1)		12	116	
政策経営部	7		2	5				7	
総務部	12		2	4	10 (5) (1)		8	8	
区民部	2			2	1 (1)			3	
文化商工部	2			2				2	
環境清掃部	5			3	2 (2)			5	
保健福祉部	49	1	29	18	12 (9)		1	59	
子ども家庭部	2		1		2 (1)		2	1	
都市整備部	30		14	13	5 (5)		1	31	
会計管理室									
教育委員会	3	1			2 (2)		1	2	
選挙管理委員会	1				1 (1)			1	
監査委員	1				1 (1)			1	
合 計	109	2	48	47	36 (27) (1)	0	13	120	0

(2) 公開請求内容別内訳

(第1四半期 4月～6月)

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
1	4月1日	令和3年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年3月1日から令和4年3月末日までのうち新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	4月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
2	4月1日	令和3年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年3月1日から令和4年3月末日までのうち、業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	4月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
3	4月1日	理容所、美容所、クリーニング所、コインオペレーションクリーニング施設一覧 【令和4年3月1日～令和4年3月末日までに営業確認(又は届出)を受けた新規開設分】①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認(又は届出)年月日⑤開設者(又は届出者)氏名等	公開	写し		生活衛生課
	4月14日					
4	4月1日	令和4年3月1日から令和4年3月末日の間に、豊島区内において、新規に開設の届出をした診療所、歯科診療所、歯科技工所、施術所(あはき・柔整)のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、下記情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑤業務種類(施設分類)	公開	写し		生活衛生課
	4月13日					
5	4月1日	狭あい道路拡幅整備事業協議番号91-435の境界図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	4月4日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
6	4月1日	令和3年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年3月1日から令和4年3月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	4月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
7	4月4日	全国有志医師の会からの「小児ワクチン接種中止」の要望書及び同団体より送付されたその他関連資料	公開	閲覧		新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
	4月5日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
8	4月5日	令和3年度食品台帳一覧のうち令和4年3月1日から令和4年3月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業所住所、営業所電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	4月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
9	4月5日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年3月1日～令和4年3月31日までに営業確認を受けた新規開設分） ①施設名称②施設所在地 ③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	4月15日					
10	4月5日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年3月1日～令和4年3月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	4月18日					
11	4月5日	クリーニング所一覧（令和4年3月1日～令和4年3月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	4月18日					
12	4月5日	旅館業営業施設一覧（令和4年3月1日～令和4年3月31日までに営業許可、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④経営者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥経営者住所（法人のみ）⑦経営者電話番号（法人のみ）⑧許可年月日⑨許可番号	公開	写し		生活衛生課
	4月18日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
13	4月5日	令和4年3月1日から令和4年3月31日に許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	4月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
14	4月6日	境界石標設置図 No.2416	部分公開	写し	法人代表者の印影	土木管理課
	4月6日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
15	4月8日	2022年3月31日までに許可を取得した飲食店営業、喫茶店営業（共に固定店舗のみ）の下記事項 屋号、営業所所在地、営業所方書、営業所TEL、営業者名、業種、初回許可日、許可開始日、許可満了日（法人のみ代表者名、営業者住所、営業者TEL）	公開	写し		生活衛生課
	4月19日					
16	4月8日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号89-234の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	4月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
17	4月11日	1 弁護士協議記録 2 当該電子メールは、電子文書として整理、保管、保存されているかが、記載されている文書（当該電子メールは、電子文書として整理、保管、保存されているか） 3 同弁護士と電子メールでやり取りをした職員が誰かが、記載されている文書は、弁護士協議記録（同弁護士と電子メールでやり取りをした職員は誰か）	非公開	写し	①争訴に関する弁護士との協議内容が記録されたもの ②請求対象文書のうち上記以外	監査委員事務局
	4月27日				①区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当) ②不存在	
18	4月19日	理容所一覧・美容所一覧・クリーニング所一覧・旅館業一覧（令和4年3月末日現在）①業種（種別）②施設名称③施設所在地④施設電話番号⑤開設者（営業者）名⑥代表者氏名（法人のみ）⑦開設者（営業者）住所（法人のみ）⑧開設者（営業者）電話番号（法人のみ）⑨確認（許可）年月日⑩確認（許可）番号	公開	写し		生活衛生課
	4月28日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
19	4月19日	全国有志医師の会からの「小児ワクチン接種中止」の要望書及び同団体より送付されたその他関連資料	公開	写し		新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
	5月2日					
20	4月20日	下記診療所に係る①施設名称②施設所在地 ③開設者名④開設年月日⑤廃止年月日(廃止施設のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・医療法人社団敬公会 西池袋メンズクリニック ・医療法人社団十二会 ゴリラクリニック池袋院 ・医療法人社団予防会 池袋サテライトクリニック ・医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋西口院 ・医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋東口院 ・医療法人社団康英会 池袋ユニテッドクリニック ・医療法人健真会 城本クリニック池袋院 ・池袋スカイクリニック ・池袋山の手クリニック ・メンズライフクリニック池袋院 ・レジーナクリニック池袋院 ・大塚美容形成外科・歯科 	公開	写し		生活衛生課
	4月26日					
21	4月21日	2021年11月1日～2022年3月31日までに新規で許可を取得した飲食店営業(臨時・自動販売機を除く)の下記事項 屋号、営業所郵便番号、営業所所在地、営業所TEL、初回許可日、許可開始日、業種、営業者名	公開	写し		生活衛生課
	4月27日					
22	4月22日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号19-498の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	4月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
23	4月25日	豊島区南長崎スポーツセンター、豊島区立南長崎スポーツ公園 ①指定管理者指定申請書事業申請書 ②令和2年度～令和3年度 指定管理者事業報告書 ③令和2年度～令和3年度 運動施設のご利用に関するアンケート	部分公開	写し	①指定管理者指定申請書事業申請書 a. 事業計画書、収支計画書、人員配置、雇用条件計画中の文章・図表・数字・法人名・品名の一部 b. 人物画像、個人名 ②令和3年度指定管理者事業報告書	学習・スポーツ課
	5月9日				①a. の部分 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) b. の部分 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②不存在	
24	4月25日	雑司が谷体育館 ①令和3～令和8年分の指定管理者申請書事業申請書 ②令和3年度 指定管理者事業報告書 ③令和3年度 運動施設のご利用に関するアンケート	部分公開	写し	①指定管理者指定申請書事業申請書 a. 事業計画書、収支計画書、人員配置、雇用条件計画中の文章・図表・数字・法人名・品名の一部 b. 人物画像、個人名 ②令和3年度指定管理者事業報告書	学習・スポーツ課
	5月9日				①a. の部分 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) b. の部分 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②不存在	
25	4月26日	住居表示台帳（令和4年1月1日から令和4年3月31日付定等したもの） 受付整理簿（令和4年1月1日から令和4年3月31日付定等したもの）（第2位請求に対応する資料）	部分公開	写し	①「居住者名」、「方書」、「付定日」、「所有者名」（住居表示台帳(街区図)） ②「個人名」、「送付先」(受付整理簿)	総合窓口課
	5月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
26	4月26日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号11-358の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	4月27日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
27	4月27日	令和3年度南長崎スポーツセンター事業報告書(指定管理者による報告)	非公開	写し	不存在	学習・スポーツ課
	5月11日					
28	4月28日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号90-0689の狭あい道路拡幅整備事前協議書、道路整備承諾書	部分公開	写し	印影	建築課
	5月10日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	
29	4月28日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号06-584、07-48、07-141、16-324の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	5月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
30	4月28日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号06-21の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	5月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
31	5月2日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和4年4月1日から令和4年4月末日までのうち新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	5月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
32	5月2日	1 弁護士協議記録 2 電子メールで弁護士と協議を行った回数が記載されている文書(電子メールで弁護士と協議を行った回数) 3 電子メールで弁護士と協議を行った職員名が記載されている文書は、弁護士協議記録(電子メールで弁護士と協議を行った職員名) 4 当該電子メールを管理するための「フォルダ等管理簿」	非公開	写し	①争訟に関する弁護士との協議内容が記録されたもの ②請求対象文書のうち上記以外	監査委員事務局
	5月13日				①区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当) ②不存在	
33	5月2日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和4年4月1日から令和4年4月末日までのうち業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	5月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
34	5月2日	理容所、美容所、クリーニング所、コインオペレーションクリーニング施設一覧[令和4年4月1日～令和4年4月末日までに営業確認（または届出）を受けた新規開設分]①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認（又は届出）年月日⑤開設者（又は届出者）氏名等	公開	写し		生活衛生課
	5月13日					
35	5月2日	令和4年4月1日から令和4年4月30日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、薬局、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、下記情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑤業務種類（施設分類）	公開	写し		生活衛生課
	5月12日					
36	5月6日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年4月1日～令和4年4月30日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	5月19日					
37	5月6日	クリーニング所一覧（令和4年4月1日～令和4年4月30日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	5月19日					
38	5月6日	旅館業営業施設一覧（令和4年4月1日～令和4年4月30日までに営業許可、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④経営者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥経営者住所（法人のみ）⑦経営者電話番号（法人のみ）⑧許可年月日⑨許可番号	公開	写し		生活衛生課
	5月19日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
39	5月6日	令和4年4月1日から令和4年4月30日に許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	5月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
40	5月9日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年4月1日～令和4年4月30日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	5月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
41	5月9日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年4月1日～令和4年4月30日までに営業確認を受けた新規開設分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	5月20日					
42	5月9日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）令和4年4月1日から令和4年4月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名（法人のみ住所、電話番号）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	5月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
43	5月10日	許可施設の飲食店営業（飲食給食・集団給食）および届出施設の集団給食施設の下記事項 屋号、営業所所在地、営業者名、許可開始日、許可満了日、業種	公開	写し		生活衛生課
	5月19日					
44	5月16日	豊島区南長崎スポーツセンター、豊島区立南長崎中央公園、南長崎自転車駐車場 ①基本協定書 ②年度協定書	部分公開	写し	法人代表者の印影	学習・スポーツ課
	5月30日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
45	5月17日	1 弁護士協議記録 (監査委員事務局において、過去10年間に電子メールという電磁的記録の形式により管理・保管している電子文書は、弁護士協議記録のみである。) 2 上記電子文書の「フォルダ等管理簿」	非公開	写し	① 争訟に関する弁護士との協議内容が記録されたもの ② 請求対象文書のうち上記以外	監査委員事務局
	5月30日				① 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当) ② 不存在	
46	5月18日	豊島区南長崎中央公園スポーツセンター指定管理者における以下の資料 ① 現指定管理者における公募要項一式 ② 現指定管理者の当時の提案書一式 ③ 現指定管理者に対する、豊島区の評価表(直近年度)	部分公開	写し	② 現指定管理者の当時の提案書一式 a. 事業計画書、収支計画書、人員配置、雇用条件計画中の文章・図表・数字・法人名・品名の一部 b. 人物画像、個人名	学習・スポーツ課
	6月1日				② aの部分 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ② bの部分 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
47	5月18日	令和4年2月1日から令和4年4月30日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所のうち、歯科診療所を除く施設に関する以下の情報 ① 施設名称② 施設所在地③ 施設電話番号④ 開設者氏名⑤ 開設年月日⑥ 診療科目	公開	写し		生活衛生課
	5月25日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
48	5月19日	現公益財団法人としま未来文化財団が一般社団法人であった時（現在も含む）、7か所の区有施設の運営、維持管理を任せた経緯について ①区民ひろば	非公開	写し	不存在	文化デザイン課
	6月2日					
	5月19日	豊島区立舞台芸術交流センター（あうるすぽっと）、としま区民センター・豊島区立芸術文化劇場の指定管理者の指定について	公開	写し		
6月2日						
	5月19日	庁内管理職向け周知資料 ・職員の処分について ・職員の処分（措置）について	公開	写し		人事課
	6月2日					
49	5月19日	「駒込中学校校庭改修工事」 工事総括書、種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書	公開	写し		公園緑地課
	5月26日					
50	5月20日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号89-575の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	5月23日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
51	5月23日	令和3年5月1日以降に許可を取得した飲食店営業（自動車・給食を除く）の下記事項 申請日、屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、営業者TEL、業種、代表者名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	6月2日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
52	5月25日	明豊中学校校便所洋式化他修繕に伴う給排水・衛生設備修繕 金額入り設計書1部	非公開	写し	不存在	学校施設課
	5月31日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
53	5月25日	「駒込中学校校庭改修工事」金額入設計書	公開	写し		公園緑地課
	5月30日					
54	5月26日	豊島区南長崎スポーツセンター、豊島区立南長崎中央公園、南長崎自転車駐車場 令和3年度事業報告書	部分公開	写し	①事業報告書の文章・図表・数字・法人名・品名の一部 ②人物画像、個人名	学習・スポーツ課
	6月9日				①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
55	5月27日	南池袋公園カフェに関する公園使用料の通知資料 令和元年6月分以降直近まで	公開	写し		公園緑地課
	6月22日					
55	5月27日	南池袋公園カフェに関する開店以来の月商データ、カフェ収支報告	部分公開	写し	①法人代表者印影 ②開店～平成30年2月の月商データ	公園緑地課
	7月28日				①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ②不存在	
56	5月27日	令和3年5月27日現在、豊島区内で開設中の ①病院②診療所(企業内診療所含む) ③歯科診療所④薬局⑤薬局製造販売医薬品の製造販売業(製造業は含まない) ⑦店舗販売業⑧麻薬小売業者⑨高度管理医療機器等販売業貸与業者(販売業のみも含む) (1)施設名称 (2)所在地 (3)開設者 (4)電話番号 ④～⑨の施設については (1)～(4)、(5)許可番号 (6)有効期間開始日 (7)有効期間終了日	公開	写し		生活衛生課
	6月2日					
56	5月27日	登録を受けた毒物劇物一般販売業の施設に関する情報の全て	非公開	写し	請求対象文書全て	生活衛生課
	6月2日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
57	5月30日	飲食店営業（集団給食、飲食給食） 集団給食施設の下記事項（廃業を除く） 屋号、営業者名、営業者住所、営業所所在地、許可開始日、許可満了日、	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所	生活衛生課
	6月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
58	6月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 （法）令和4年5月1日から令和4年5月末日までのうち新規の飲食店営業申請一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	6月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
59	6月1日	1 弁護士協議記録は、公文書として管理・保管されているかどうかの行政情報 2 弁護士協議記録は「フォルダ等管理簿」において管理・保管されていないければ、どのような方法により管理・保管されているかの行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	6月16日					
60	6月1日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-391の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	6月2日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
61	6月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 （法）令和4年5月1日から令和4年5月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名（法人のみ住所、電話番号）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	6月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
62	6月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 （法）令和4年5月1日から令和4年5月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧（既廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	6月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
63	6月1日	理容所、美容所、クリーニング所、コインオペレーションクリーニング施設一覧[令和4年5月1日～令和4年5月末日までに営業確認（または届出）を受けた新規開設分]①施設名称②施設所在地 ③施設電話番号④確認（又は届出）年月日⑤開設者（又は届出者）氏名等	公開	写し		生活衛生課
	6月14日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
64	6月1日	令和4年5月1日から令和4年5月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、薬局、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、下記情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑤業務種類（施設分類）	公開	写し		生活衛生課
	6月8日					
65	6月2日	工事4号椎名町小学校校庭改修工事における入札の積算内訳書	非公開	写し	請求対象文書全て	道路整備課
	6月14日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
66	6月6日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年5月1日～令和4年5月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の屋号、営業所所在地、営業所名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業所住所、営業所電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	6月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
67	6月6日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年5月1日～令和4年5月31日までに営業確認を受けた新規開設分）①施設名称②施設所在地 ③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	6月17日					
68	6月6日	飲食店営業（集団給食・飲食給食）、集団給食施設の下記事項（廃業を除く） 屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業所名、営業所住所、営業所TEL、	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	6月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
69	6月6日	食品営業許可台帳（飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売業、食肉処理業、氷雪販売業で臨時販売、移動販売、自動車による販売、自動販売、露店販売、催事、コンビニエンスストアを除く）のうち、令和3年4月1日から令和3年5月31日に新規許可を取得した施設の下記事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、営業所名、業種分類、初回許可日（ただし、廃業を除く）	公開	写し		生活衛生課
	6月10日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
70	6月6日	理容所・美容所・興行場・旅館業・公衆浴場・クリーニング所に係る事項 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新規に営業を確認（又は営業許可）した上記営業施設一覧（ただし、廃業を除く）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④経営者名等⑤確認等年月日⑥営業の種類⑦業態（旅館業のみ）	公開	写し		生活衛生課
	6月10日					
71	6月6日	「駒込中学校校庭改修工事」金額入設計書	公開	写し		公園緑地課
	6月8日					
72	6月6日	工事3号道路補修工事 工事9号 防災道路B2路線拡幅整備工事 金入り設計書(代価明細書含む) 諸経費計算書	公開	写し		道路整備課
	6月10日					
73	6月6日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年5月1日～令和4年5月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	6月17日					
74	6月6日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年5月1日～令和4年5月31日に、許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、収受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	6月15日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
75	6月7日	下記の工事（いずれも令和4年6月7日開札）について、経費の内訳（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費） ①豊成小学校外壁・屋上防水その他改修に伴う冷暖房設備工事 ②朋有小学校給食室・プールその他改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気・ガス設備工事 ③高南小学校内部・外構改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気設備工事	取下げ	写し		施設整備課
	—					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
76	6月8日	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度豊島区立幼稚園、学校用務業務等委託プロポーザル方式業者選定委員会委員名簿 令和3年豊島区立幼稚園、学校用務業務等委託プロポーザル方式業者選定委員会議事録 	公開	写し		
	6月15日					
76	6月8日	<ul style="list-style-type: none"> 受託業者の企画提案書 令和3年度豊島区立幼稚園、学校用務業務等委託プロポーザル見積書 用務業務等委託事業者選定第二次審査集計表 	部分公開	写し	【提案書】 1. 業務の実施方針・実績についての一部 2. 業務の執行体制についての一部 3. 担当者の能力・実績、従事者の人材育成等についての一部 4. 業務スケジュールの一部 5. 適正な業務執行についての一部 6. その他、アピールしたい点等についての一部 【見積書】 提出業者名 金額 【評価結果（集計表）】 事業者名 評価者	学務課
	6月15日				<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の内容・図・見積書、被選定事業者名 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) ・写真 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ・評価者 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当) 	
77	6月9日	1 ○○株式会社（東京都江東区○○）が豊島区内で公衆浴場営業（サウナ営業）許可申請をしているか。 2 上記1につき、営業許可があった場合、その許可年月日及び有効期間	非公開	写し	不存在	生活衛生課
	6月22日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
78	6月16日	2022-00331 池袋第三小学校普通教室その他改修工事 上記案件の金額入り内訳設計書一式 ※特記仕様書、図面不要	取下げ	写し		施設整備課
	—					
79	6月16日	1. クリーニング所一覧（令和4年6月16日現在）①確認番号②種別③施設名称④施設所在地⑤開設者氏名⑥確認年月日⑦使用溶剤 2. クリーニング所廃止施設一覧（平成16年4月1日～令和4年6月16日）①確認番号②種別③施設名称④施設所在地⑤開設者氏名⑥確認年月日⑦廃止年月日⑧使用溶剤	公開	写し		生活衛生課
	6月29日					
80	6月17日	豊島区立南長崎中央公園 建築・設備・各種図面	部分公開	写し	事業者名、所在地	学習・スポーツ課
	6月21日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
81	6月20日	1 監査委員事務局が弁護士協議記録（電子メール）を公文書とした基になる作成・取得、整理、保存等に係る条例、その他の文書管理規則 2 弁護士協議記録（電子メール）を公文書とした月ごとの件数 3 弁護士協議記録（電子メール）は、メールサーバー等に保有していると思われるが、どのようなメールサーバーなのか。文書として記載されていないなくても実際にどのようなメールサーバーを使用（サーバー名、サーバーの種類など）しているかの行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	7月8日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
82	6月20日	令和3年度豊島区立幼稚園、学校用務等業務等委託のプロポーザル方式による業者選定における資料（履行期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで） ・受託業者の企画提案書 ・用務業務等委託事業者選定第二次審査集計表	部分公開	写し	【提案書】 1. 業務の実施方針・実績についての一部 2. 業務の執行体制の一部 3. 担当者の能力・実績、従事者の人材育成等についての一部 4. 業務スケジュールの一部 5. 適正な業務執行について（偽装請負の防止）の一部 6. その他、アピールしたい点等についての一部 【評価結果（集計表）】 被選定事業者名、評価者	学務課
	6月20日				1. 提案書の内容・図 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） ・写真 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当） 2. 評価結果 ・被選定事業者名 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） ・評価者 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
83	6月23日	墓地、納骨堂に係る事項 経営許可を受けた上記施設一覧（令和4年6月23日現在、但し廃業施設を除く）①施設名称②施設所在地③経営者名④代表者氏名⑤基数（又は区画数）⑥許可年月日	公開	写し		生活衛生課
	7月6日					
84	6月23日	「駒込中学校校庭改修工事」 金額入設計書	公開	写し		公園緑地課
	6月27日					
85	6月23日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 08-1001の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	6月27日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
86	6月24日	豊島区で加入している保険料5万円以上の保険契約（損害保険）の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し（令和4年6月23日時点で有効な契約分）	部分公開	写し	①保険証券 保険会社等の代表者の印影	区民相談課
	7月8日				②保険証券 仲介人の氏名、連絡先 ③保険証券明細書 被保険者の氏名、住所、生年月日、電話番号等 ①公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当） ②③特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
87	6月24日	下記の課で取り扱っている保険料5万円以上の保険契約（損害保険）の担当課、保険金額、保険料が確認できる保険証券等の写し。 学務課、放課後対策課、指導課、教育センター （令和4年6月23日時点で有効な契約分）	部分公開	写し	①法人代表者の印影部分 ②仲立人の氏名部分	庶務課
	7月7日				①公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当） ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
88	6月24日	椎名町駅北口周辺地区現況測量業務請負の成果品 ・現況測量図	公開	閲覧		地域まちづくり課
	6月29日					
89	6月27日	令和4年度食品検査（微生物及び理化学検査）委託（単価契約）の仕様書	公開	写し		生活衛生課
	7月7日					
90	6月27日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号91-1005、10-12の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	6月29日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
91	6月28日	工事35号 都市計画道路補助第173号 線道路整備工事（その2） ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細書（S代価・V代価・SP代価）	公開	写し		道路整備課
	7月7日					
92	6月28日	工事9号 防災道路B2路線拡幅整備工事 ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細書（S代価・V代価・SP代価）	公開	写し		道路整備課
	7月4日					
93	6月28日	工事35号 都市計画道路補助第173号 線道路整備工事（その4） ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細書（S代価・V代価・SP代価）	公開	写し		道路整備課
	7月7日					
94	6月28日	工事6号 特別区道41-340電線共同溝 設置工事 ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細書（S代価・V代価・SP代価）	公開	写し		道路整備課
	7月7日					

(2) 公開請求内容別内訳

(第2四半期 7月～9月)

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
95	7月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年6月1日から令和4年6月 末日までのうち新規の飲食店営業申 請施設一覧、法人の場合は法人の住 所、代表者、電話 (既廃業施設を除 く)	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、 電話番号	生活衛生課
	7月14日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
96	7月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年6月1日から令和4年6月 末日までのうち業種、屋号、営業所 所在地、営業所電話番号、申請者氏 名、許可開始日、許可満了日一覧 (既廃業施設を除く)	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、 電話番号	生活衛生課
	7月14日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
97	7月1日	理容所、美容所、クリーニング所、 コインオペレーションクリーニング 施設一覧[令和4年6月1日～令和4年6 月末日までに営業確認 (または届 出) を受けた新規開設分]①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号④確 認 (又は届出) 年月日⑤開設者 (又 は届出者) 氏名等	公開	写し		生活衛生課
	7月14日					
98	7月1日	令和4年6月1日から令和4年6月30日の 間に、豊島区内において、新規に開 設した診療所、歯科診療所、施術所 (あはき・柔整) のうち、請求日ま でに廃止された施設を除く、以下の 情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話 番号④開設年月日⑤開設者名⑤業務 種類 (施設分類)	公開	写し		生活衛生課
	7月8日					
99	7月1日	飲食店一覧 【令和4年6月1日～6月30日までに新 規に営業許可を受けた分】 ①屋号②営業所所在地③営業所電話 番号④営業者名⑤営業者住所 (法人 のみ) ⑥営業者電話番号 (法人の み) ⑦代表者肩書⑧代表者名⑨業種 ⑩申請区分⑪許可決定日⑫許可開始 日⑬許可満了日⑭初回許可日⑮許可 番号 理容所一覧、美容所一覧、旅館業一 覧 【令和4年6月1日～6月30日までに新 規に営業確認 (又は営業許可) を受 けた分】 ①施設名称 ②施設所在地 ③施設 電話番号④開設者 (経営者) 名⑤代 表者役職・氏名⑥開設者 (経営者) 住所 (法人のみ) ⑦開設者 (経営 者) 電話番号 (法人のみ) ⑧種別⑨ 確認 (許可) 年月日⑩確認 (許可) 番号⑪客室数 (旅館業のみ) ⑫客室 定員 (旅館業のみ)	部分 公開	写し	飲食店一覧 ①申請者が個人の場合、その住 所、電話番号 ②業種詳細、許可確認日、保健所 名 理容所一覧 美容所一覧 旅館 業一覧 ①申請者が個人の場合、その住 所、電話番号 ②業種詳細、申請区分、開始年月 日、許可満了日、初回許可年月日、 保健所名	生活衛生課
	7月14日				①特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②不存在	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
100	7月4日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年6月1日から令和4年6月 末日までのうち新規で食品営業許可 を取得した施設一覧および許可更新 した施設一覧、全業種 営業所名 称、住所、電話番号、許可年月日、 許可満了日、業種、営業者名 (法人 のみ住所、電話番号)	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、 電話番号	生活衛生課
	7月14日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
101	7月5日	理容所一覧・美容所一覧 (令和4年6 月1日～令和4年6月30日までに営業確 認、変更届出、廃止届出を受けた 分) ①施設名称②施設所在地③施設 電話番号④開設者名⑤代表者氏名 (法人のみ) ⑥開設者住所 (法人の み) ⑦開設者電話番号 (法人のみ) ⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	7月14日					
102	7月5日	令和4年度食品台帳一覧のうち 令和4年6月1日～6月30日に許可申 請、変更届、廃業届のあった許可施 設 (固定店舗のみ) の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番 号、業種、営業者名、営業者電話番 号初回許可日、許可開始日、届出種 類、許可番号、収受日	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番 号	生活衛生課
	7月14日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
103	7月5日	令和4年度食品台帳一覧のうち 令和4年6月1日～令和4年6月30日ま でに新規に飲食店営業の許可を取得し た全店舗の、屋号、営業所所在地、 営業者名、営業所電話番号、業種分 類、初回許可日、許可満了日、許可 番号、加えて法人の場合は営業者住 所、営業者電話番号、代表者氏名 (廃業を除く)	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、 電話番号	生活衛生課
	7月14日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
104	7月5日	理容所一覧・美容所一覧 (令和4年6 月1日～令和4年6月30日までに営業確 認を受けた新規開設分) ①施設名称 ②施設所在地③施設電話番号④開設 者名⑤代表者氏名 (法人のみ) ⑥開 設者住所 (法人のみ) ⑦開設者電話 番号 (法人のみ) ⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	7月14日					
105	7月5日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 06-436、06-338、94-493、90-89の後 退図及び求積図	部分 公開	写し	個人の名前	建築課
	7月7日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
106	7月6日	「駒込中学校校庭改修工事」金額入設計書	公開	写し		公園緑地課
	7月13日					
107	7月6日	工事4号南池袋小学校校庭改修工事設計書(金入り)	公開	写し		道路整備課
	7月7日					
108	7月6日	「西巣鴨小学校校庭改修工事」金額入設計書	公開	写し		公園緑地課
	7月13日					
109	7月6日	令和4年度食品台帳一覧のうち2022年6月30日までに許可取得した飲食店営業(飲食給食・集団給食)の屋号、営業所所在地、営業者名、(営業者が法人の場合)営業者住所・営業者TEL、初回許可日、許可満了日(廃業を除く)	公開	写し		生活衛生課
	7月14日					
110	7月7日	食品台帳一覧のうち①令和4年6月30日までに許可を取得した営業許可施設一覧(自動販売機・露店・廃業を除く)、②令和3年12月1日から令和4年6月30日までに廃業届のあった営業許可・届出施設一覧(自動販売機・露店を除く)の下記事項 許可番号、屋号、営業所所在地、営業所TEL、業種、営業者名、営業者住所、営業者TEL、初回許可日、許可開始日、許可満了日、業種廃業日、申請区分	公開	写し		生活衛生課
	7月20日					
111	7月11日	令和3年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(豊島区高齢者における介護予防の取り組み効果検証)の契約書 令和3年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(豊島区高齢者における介護予防の取り組み効果検証)の調査報告書の内容を収めた一覧	部分公開	写し	①本調査「問47(あなたのお住まいの地域をお答えください。)」の回答内容②本調査中で自由記載欄とされている項目の回答内容	高齢者福祉課
	7月21日				①②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
	7月11日	第9期の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(豊島区高齢者における介護予防の取り組み効果検証)の契約書 第9期の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(豊島区高齢者における介護予防の取り組み効果検証)の募集要項或いは類する書類	非公開	写し	不存在	
7月21日						
112	7月12日	理容所、美容所、クリーニング所、[令和4年1月1日から令和4年6月30日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	7月22日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
113	7月12日	令和4年1月1日から令和4年6月30日までの間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報。 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名称⑤施設開設日尚、施術所、医療機関は営業許可制ではないため、公開請求事項のうち「営業者氏名」を「開設者名称」、「許可年月日」を「施設開設日」へ読み替える。	公開	写し		生活衛生課
	7月19日					
114	7月12日	指定管理者審査委員会採点集計表（総合審査） 令和3年度 第2回豊島区公の施設指定管理者審査委員会会議録	部分公開	写し	①落選団体の名称、一部審議内容 ②委員長及び委員の個人名	行政経営課
	7月26日				①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当） ②請求者以外のもとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため（条例第7条第5号該当）	
115	7月13日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号95-386、18-588の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	7月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
116	7月15日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号97-259、98-502、18-420、18-271の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	7月20日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
117	7月19日	駒込6丁目15街区の最新の住居表示台帳と街区図	部分公開	写し	①「居住者名」、「方書」、「付定日」、「所有者名」（住居表示台帳（街区図）） ②「個人名」、「送付先」（受付整理簿）	総合窓口課
	7月29日				①②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
118	7月19日	1. 弁護士協議記録(電子メール)を公文書にするために取った行政上の手続き 2. 公文書を作成したときは、当該公文書の分類、名称、保存期間、保存期間の満了日を設定することになっているが、弁護士協議記録(電子メール)の分類、名称、保存期間、保存期間の満了日は何か。 3. 弁護士協議記録(電子メール)の管理状況が記載された毎年度の報告書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	7月29日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
119	7月19日	食品台帳一覧のうち①令和4年6月末日までに許可を取得した営業許可施設一覧（廃業を除く）、②令和4年6月末日までに届出のあった施設一覧（廃業を除く）の下記事項 屋号、業種、営業所所在地、営業者名、営業者住所情報公開用（法人の場合のみ）	公開	写し		生活衛生課
	8月1日					
120	7月22日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号96-619の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	7月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
121	7月22日	下記工事の経費の内訳（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費） ①豊成小学校外壁・屋上防水その他改修に伴う冷暖房設備工事（令和4年6月7日開札） ②朋有小学校給食室・プールその他改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気・ガス設備工事（令和4年6月7日開札） ③高南小学校内部・外構改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気設備工事（令和4年6月7日開札） ④高松小学校特別教室改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気・ガス設備工事（令和4年6月16日開札）	公開	写し		施設整備課
	8月1日					
122	7月25日	池袋第三小学校普通教室その他改修工事における金額入り設計内訳書一式（諸経費計算書を含む）	公開	写し		施設整備課
	8月1日					
123	7月27日	「豊島区新型コロナウイルスワクチン集団接種業務委託（単価契約）」に係る契約書（鑑）及び再委託協議書 （集団接種会場（としまセンタースクエア）運営の委託先及び再委託先がわかる文書）	部分公開	閲覧	契約書（鑑）のうち、印影部分 再委託協議書のうち、印影部分	新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
	8月9日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
124	7月27日	豊島区立東池袋第一保育園民営化運営事業者募集で選定されたHITOWAキッズライフ株式会社が審査書類等で提出した書類のうち次について （4）法人運営の理念等 （5）既設施設の運営について （6）提案事項	非公開	写し	請求対象文書すべて	保育課
	7月27日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
125	7月28日	令和4年度「工事3号 道路補修工事」 外5件の工事設計書（工事概括書）・ 工事総括書・種別内訳書・代価明細 表・諸経費計算書の内、金入りで作 成されている文書、及び特記仕様 書・機械器具調書・材料品調書・図 面・事業者質問-回答（ある場合）等 設計図書一式	公開	写し		道路整備課
	8月3日					
126	7月28日	令和4年度豊島区立学校用務業務委託 プロポーザルにおける資料一式（履 行期間 令和4年4月1日～令和5年3月 31日） 業者選定委員会委員名簿	公開	写し		学務課
	7月29日					
	7月28日	令和4年度豊島区立学校用務業務等委 託プロポーザルにおける資料一式 （履行期間 令和4年4月1日～令和5 年3月31日） ・企画提案書 ・用務業務等委託事業者選定第二次 審査集計表（評価項目と配点及び評 価結果）	部分 公開	写し	【企画提案書】 1. 業務の実施方針・実績について の一部2. 業務の執行体制につい ての一部3. 担当者の能力・実績、 従事者の人材育成等についての一 部4. 業務スケジュールの一部 5. 適正な業務執行についての一 部6. その他、アピールしたい点等 についての一部 【評価結果(集計表)】 事業者名 評価者	
7月29日	1. 提案書の内容・図 法人等の権利・競争上の地位そ 他正当な利益を害すると認め られるため （条例第7条第3号該当） 写真 特定の個人が識別され、または され得る情報であるため （条例第7条第2号該当） 2. 評価結果 非選定事業者名 法人等の権利・競争上の地位そ 他正当な利益を害すると認め られるため （条例第7条第3号該当） 評価者 区又は国等の事務又は事業に関 する情報で公にすることにより 事務の適正な執行に支障を及ぼ す情報であるため （条例第7条第6号該当）					
127	7月29日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 93-141の境界図および求積図	部分 公開	写し	個人の名前	建築課
	8月3日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
128	8月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）令和4年7月1日から令和4年7月末日までのうち新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
129	8月1日	豊島区内における、建物の位置及び住居番号を確認できる最新内容の図面資料（住居表示台帳等。請求対象街区は別紙のとおり）	部分公開	写し	①「居住者名」、「方書」、「付定日」、「所有者名」（住居表示台帳（街区図））②[「個人名」、「送付先」（受付整理簿）	総合窓口課
	8月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
130	8月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）令和4年7月1日から令和4年7月末日までのうち業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧（既廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
131	8月1日	理容所、美容所、クリーニング所、コインオペレーションクリーニング施設一覧[令和4年7月1日～令和4年7月末日までに営業確認（または届出）を受けた新規開設分]①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認（又は届出）年月日⑤開設者（又は届出者）氏名等	公開	写し		生活衛生課
	8月12日					
132	8月1日	令和4年7月1日から令和4年7月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種類（施設分類）	公開	写し		生活衛生課
	8月4日					
133	8月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）令和4年7月1日から令和4年7月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名（法人のみ住所、電話番号）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
134	8月2日	公文書を作成したときは、当該公文書の分類、名称、保存期間、保存期間の満了日を設定することになっているが、これらの要件を満たした監査委員事務局において作成した過去10年間の電磁的記録書の年度ごとの分類、名称及び件数	却下	写し	豊島区行政情報公開条例第17条第2項に該当し、公開の対象外	監査委員事務局
	9月5日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
135	8月3日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年7月1日～令和4年7月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	8月12日					
136	8月3日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年7月1日～令和4年7月31日に許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	8月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
137	8月4日	平成31年度豊島区議会議員選挙における〇〇候補と△△候補の選挙運動費用収支報告書	部分公開	写し	個人の住所、個人の印影	選挙管理委員会事務局
	8月8日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
138	8月4日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年7月1日～令和4年7月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	8月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
139	8月4日	理容所一覧・美容所一覧（令和4年7月1日～令和4年7月31日までに営業確認を受けた新規開設分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	8月12日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
140	8月4日	下記の診療所に係る ①施設名称②施設所在地③開設者名 ④開設年月日⑤廃止年月日（廃止施設のみ） 1. メンズライフクリニック池袋院 2. 医療法人社団敬公会西池袋メンズクリニック 3. 医療法人社団十二会 ゴリラクリニック池袋院 4. 医療法人社団予防会 池袋サテライトクリニック 5. 医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋西口院 6. 医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋東口院 7. 医療法人社団康英会 池袋ユナイテッドクリニック 8. 医療法人健真会 城本クリニック池袋院 9. 池袋効イクリニック 10. 池袋山の手クリニック 11. 大塚美容形成外科・歯科 12. レジーナクリニック池袋院 13. フレイアクリニック池袋院	公開	写し		生活衛生課
	8月12日					
	8月4日	下記の診療所に係る①施設名称②施設所在地③開設者名④開設年月日⑤廃止年月日（廃止している場合）レジーナクリニックオム池袋院（豊島区東池袋1-14-4池袋とうきゅうビル5階）	非公開	写し	不存在	
	8月12日					
141	8月8日	令和4年5月1日から令和4年7月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所に関する以下の情報 歯科診療所、請求日までに廃止された施設は除く ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日⑥診療科目	公開	写し		生活衛生課
	8月15日					
	8月9日	狭あい道路協議番号93-378の旧図	公開	写し		
	8月23日					
142	8月9日	狭あい道路協議番号93-378の狭あい協議事前協議書一式、議事録、経緯の資料一式、その他すべて	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	8月23日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
	8月9日	狭あい道路協議番号93-378 ・工事に関する資料一式 ・起案書、起工書のすべて （協議番号93-378は平成6年（1994年）4月に工事完了し、28年が経過している）	非公開	写し	不存在	
	8月23日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
143	8月12日	平成27年度豊島区議会議員選挙における〇〇候補の選挙運動費用収支報告書	非公開	写し	不存在	選挙管理委員会事務局
	8月15日					
144	8月12日	令和4年8月12日時点で開設中の豊島区内の施術所（柔整・あはき）および令和3年8月12日から令和4年8月12日までに廃止した豊島区内の施術所（柔整・あはき）に関する以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設届出年月日⑤開設者氏名尚、廃止施設については、廃止年月日も併せて公開する	公開	写し		生活衛生課
	8月22日					
145	8月16日	境界石標設置図 原図番号2433	部分公開	写し	法人代表者の印影	土木管理課
	8月17日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
146	8月16日	請求日（令和4年8月16日）時点において、豊島区内で開設している 1. 施術所に関する以下の情報 (1)施設名称(2)施設所在地(3)施設電話番号(4)開設者名(6)休止情報 請求事項に無い「施設分類」を追加 2. 薬局に関する以下の情報 (1)許可業種（業態）(2)施設名称(3)施設所在地(4)施設電話番号(5)開設者名 3. 店舗販売業に関する以下の情報 2. (1)～(5)に加え (6)管理者氏名 (7)取扱い医薬品区分(8)薬剤師の有無	公開	写し		生活衛生課
	8月24日					
147	8月18日	平成31年度豊島区議会議員選挙における〇〇候補の選挙運動費用収支報告書	部分公開	写し	個人の氏名、個人の住所、個人の印影	選挙管理委員会事務局
	8月25日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
148	8月18日	保険証券	部分公開	写し	①保険証券 保険会社等の代表者の印影	文化デザイン課
	8月29日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
149	8月18日	理容所、美容所、クリーニング所施設一覧[令和4年1月1日～令和4年7月31日までに営業確認を受けた新規開設分]①施設名称 ②施設所在地 ③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	8月31日					
150	8月18日	令和4年1月1日から令和4年7月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称（屋号） ②施設所在地 ③施設電話番号 ④開設者名称⑤施設開設日	公開	写し		生活衛生課
	8月24日					
151	8月19日	庁内基盤ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書のうち、監査委員事務局において作成された電子メールを含む過去10年間の電磁的記録書 補正事項 監査委員事務局の職員が、非公開処分取消請求事件について弁護士宛てに発信し、又は、弁護士から受信した電子メールという電磁的記録の形式により、庁内基盤ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書	非公開	写し	不存在	情報管理課
	9月6日					
152	8月19日	占有物件撤去に関する念書（北大塚三丁目2493番地9先）	部分公開	写し	①占有物件所有者の署名 ②占有物件所有者の印影	土木管理課
	8月22日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
153	8月22日	令和4年度「工事15号 椎名町小学校校庭改修工事」の金入り設計書（代価明細書含む）および諸経費計算書	公開	写し		道路整備課
	8月24日					
154	8月22日	キッズガーデン南大塚及びコンビプラザ駒込ちどり保育園の「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表様式(1-1)」（令和3年実績分）	公開	写し		保育課
	8月26日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
155	8月23日	旅館業施設一覧・公衆浴場一覧 (令和4年7月31日現在) ①種別②施設名称③施設所在地④施設電話番号⑤営業者名⑥代表者氏名(法人のみ)⑦営業者住所(法人のみ)⑧許可年月日⑨客室数 但し⑨は旅館業施設のみ	公開	写し		生活衛生課
	9月2日					
156	8月24日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号96-364の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	8月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
157	8月26日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号19-190の後退図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	8月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
158	8月29日	1. 南池袋公園カフェに関する開店以来の月商データ、カフェ収支報告、公園使用料の通知資料に関する情報公開請求について、非公開から開示決定に至る一連の内部検討の経緯がわかる資料(起案書やそれに至る参考資料、ノートなどを含む)	部分公開	写し	28豊総総発第1149号裁決書の審査請求人住所氏名	公園緑地課
	9月6日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
	8月29日	2. 南池袋公園カフェに関する月商報告形式が2018年4月から「売上表」、2020年8月から「会計月報」の様式になった経緯がわかる資料(起案書やそれに至る参考情報、ノートなどを含む)	非公開	写し	不存在	
159	8月29日	豊島区南池袋2丁目において、騒音規制法に関する特定施設、振動規制法に関する特定施設の名称、所在地、種類の一覧が分かる資料	公開	写し		環境保全課
	9月1日					
160	8月30日	監査委員事務局の職員が、弁護士との事務的な連絡事項について弁護士宛てに発信し、又は、弁護士から受信した電子メールという電磁的記録の形式により、庁内基盤ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている過去3年間の電子文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月5日					
161	8月30日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-484、96-293の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月1日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
162	9月1日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号94-83の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月2日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
163	8月31日	令和3年度新型コロナウイルス感染症対策関連経費に係る調査表	公開	写し		財政課
	9月12日					
164	9月1日	「公園看板基礎設置工事」における「工事費総括書」「工事総括書」、「種別内訳書」、「代価明細表」	公開	写し		公園緑地課
	9月9日					
165	9月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)令和4年8月1日から令和4年8月末日までのうち新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
166	9月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)令和4年8月1日から令和4年8月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
167	9月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)令和4年8月1日から令和4年8月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
168	9月1日	美容所一覧 令和4年8月1日～令和4年8月末日までに営業確認(または届出)を受けた新規開設分①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認(又は届出)年月日⑤開設者(又は届出者)氏名等	公開	写し		生活衛生課
	9月14日					
	9月1日	理容所・クリーニング所・コインランドリー[令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認(または届出)を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	9月14日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
169	9月1日	令和4年8月1日から令和4年8月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種類（施設分類）	公開	写し		生活衛生課
	9月6日					
170	9月2日	占有物件調査表 【占有場所：北大塚3丁目6番2号・占有物件：その他の通路（法敷）】	部分公開	写し	申請者の住所・氏名・電話番号 送付先の住所・氏名・電話番号 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	土木管理課
	9月6日					
171	9月2日	令和4年度食品台帳一覧のうち ①飲食店営業（飲食給食・集団給食）の施設一覧の下記事項 ②エーエムサービス株式会社・グリーンホスピタリティフードサービス株式会社・株式会社LEOC・シダックスコントラクトフードサービス株式会社・株式会社ユニマツライフの飲食店営業・喫茶店営業の施設一覧の下記事項 営業所所在地・屋号・営業者名	公開	写し		生活衛生課
	9月12日					
172	9月2日	2018年10月に公示された、「課税資料処理等業務委託」の提案書一式	部分公開	写し	契約者にかかる提案書の一部と社判 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当）	税務課
	9月16日					
172	9月2日	2018年10月に公示された、「課税資料処理等業務委託」の見積書（落札企業のもの）	部分公開	写し	契約者にかかる見積金額および社判 公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当） 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	税務課
	9月16日					
173	9月2日	〇〇 〇〇邸について手続き違反をした件につき、 2021年5/12の現地確認の内容、その後10/22、12/15、2022年4/13、7/28の区担当者との打合せ及び指導、7/28に提出した検査機関が作成した検査証の提出に対する回答までの経緯の詳細	取下げ	写し		建築審査 担当課長
	—					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
174	9月5日	工事11号 巢鴨地蔵通り景観道路工事(I工区) ・工事総括書 ・種別内訳書 ・代価明細書(S代価・V代価・SP代価)	公開	写し		道路整備課
	9月7日					
175	9月5日	令和4年度「工事8号 特別区道31-1181一方通行化整備工事」の工事総括書、種別内訳書、代価明細書(S代価・V代価・SP代価)	公開	写し		道路整備課
	9月8日					
176	9月5日	美容所施設一覧(令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認を受けた新規開設分)①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	9月14日					
	9月5日	理容所施設一覧[令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認(または届出)を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	9月14日					
177	9月5日	令和4年8月1日から令和4年8月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日	公開	写し		生活衛生課
	9月7日					
	9月6日	履行期間開始が令和4年4月1日の「豊島区納付案内センター業務運営委託」における、以下の情報 ①選定委員会名簿	公開	写し		
	9月20日					
178	9月6日	履行期間開始が令和4年4月1日の「豊島区納付案内センター業務運営委託」における、落札者の提案書(企画提案書・受注体制文書)、見積書及び評価結果、選定委員会議事内容の記録	部分公開	写し	①提案書、見積書、評価結果 ②選定委員会議事内容の記録 ①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当) ②請求者以外のものとの間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当)	税務課
	9月20日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
179	9月6日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年8月1日～令和4年8月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業所住所、営業者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、その電話番号	生活衛生課
	9月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
180	9月6日	美容所一覧（令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認を受けた新規開設分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	9月15日					
	9月6日	理容所施設一覧 [令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認または届出を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	9月15日					
181	9月7日	美容所一覧（令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	9月15日					
	9月7日	理容所施設一覧 [令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分]	非公開	写し	不存在	
	9月15日					
182	9月7日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年8月1日～令和4年8月31日までに許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	9月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
183	9月8日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号98-20の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
184	9月8日	公共用地境界予定線形図 公共用地基準点網図 南大塚三丁目 41, 42, 44, 45, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55街区	公開	写し		土木管理課
	9月13日					
185	9月8日	庁内基盤ネットワーク上の共有フォルダ等において、監査委員事務局の職員が閲覧可能な同事務局の職員が、非公開処分取消請求事件について弁護士宛てに発信し、又は、弁護士から受信した電子メールという電磁的記録の形式により、庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書	非公開	写し	不存在	情報管理課
	9月21日					
186	9月9日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号92-264の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
187	9月12日	住民監査請求における過去10年間の形式的審査書及び要件審査書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月26日					
188	9月12日	「巢鴨小学校鉄骨階段・屋上防水その他改修工事」の積算内訳書	公開	写し		施設整備課
	9月15日					
189	9月13日	4豊監収第15号行政情報公開請求書	部分公開	写し	請求者の住所、氏名、電話番号	監査委員事務局
	9月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
	9月13日	弁護士協議記録	非公開	写し	請求対象文書すべて	
	9月26日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
190	9月13日	官民境界確定図 52年第704号	部分公開	写し	①個人に関する名前 ②法人代表者の印影	土木管理課
	9月15日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
191	9月13日	文書目録検索システムに登録されていない監査委員事務局において作成した過去5年間の公文書として扱っている電磁的記録書（電子メールを含む）の年度ごとの分類名、名称名及び件数が記載された行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月26日					
192	9月14日	巢鴨小学校鉄骨階段・屋上防水その他改修工事（2022年2月24日開札）の工事金入り設計書	公開	写し		施設整備課
	9月20日					
193	9月14日	豊島区歯科医師会との打ち合わせ資料、池袋保健所接種数（R04.2月～3月） （①歯科医師が従事した日と場所における1日ごとの歯科医師の人数とその従事時間、医師や看護師（准看護師、保健師、助産師を含む）等のその他の医療従事者の人数とその従事時間、被接種者の人数が分かる文書、②歯科医師の従事が必要と判断したことが分かる文書）	公開	写し		新型コロナウイルスワクチン接種担当課長
	9月21日					
	9月14日	・新型コロナウイルスワクチン接種における歯科医師による接種に係る相互連携協定書（③歯科医師を従事させたことが分かる文書、⑤歯科医師会、医師会、看護協会と交わした文書） ・再委託協議書（⑤歯科医師会、医師会、看護協会と交わした文書） ・請求書（⑥従事者医療従事者の免許別（資格別）あるいは職務別の賃金（時給・諸手当等））	部分公開	写し	印影部分	
	9月21日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
9月14日	①歯科医師がワクチン接種を行うことの違法性阻却について検討したことが分かる文書 ②歯科医師のワクチン接種業務終了の理由が分かる文書	非公開	写し	不存在		
9月21日						
194	9月15日	1 住民監査請求の手引書 2 令和4年8月29日、同年8月30日、同年9月7日付け豊島区職員措置請求書に係る要件審査書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月26日					
195	9月15日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号89-457、03-406の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月20日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
196	9月16日	1 令和4年8月29日、同年8月30日、同年9月7日付け豊島区職員措置請求書に係る形式的要件の審査書 2 形式的要件が整っている場合、上記請求書を受理することになっているが、請求書を受理しない根拠（職員等の不正の隠蔽、監査委員の職務怠慢など）の行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月26日					
197	9月16日	1 住民監査請求において、要件審査の内容 2 監査委員において、住民監査請求書を正式に受理するか否かの決定を下す期日 3 形式的要件が整っている場合、通常一週間程度で請求書を受理するか否かを決定するにも関わらず、故意に遅延させる（又はしない）根拠の行政情報 4 令和4年8月29日、同年8月30日、同年9月7日付け豊島区職員措置請求書に係る要件審査書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月26日					
198	9月16日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年8月1日～令和4年8月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した店舗の、屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、営業者住所、営業者TEL、許可決定日、初回許可日、許可開始日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	9月22日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
199	9月16日	・美容所一覧・旅館業一覧（令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認を受けた新規開設分）①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認（許可）年月日	公開	写し		生活衛生課
	9月28日					
	9月16日	理容所施設一覧 [令和4年8月1日～令和4年8月31日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	9月28日					
200	9月16日	1 住民監査請求において、請求書を受理する手続きを行わず、又は要件の補正を求めることなく請求を却下した過去6年間の住民監査請求の収受番号 2 上記の住民監査請求について、故意に請求書を受理する手続きを行わず、又は要件の補正を求めることなく請求を却下した根拠（職員等の不法行為の隠蔽のためなど）の行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	10月28日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
201	9月20日	住民監査請求の要件審査とは、請求の適格性について監査委員が審査を行い、適格である場合は請求を受理する。不適格な場合は補正を命じ、補正をしない場合は却下する。 1 過去6年間の監査委員の合議による請求の適格性を審査した要件審査書 2 監査委員が請求の適格性の要件審査を行わず、請求を却下した法的根拠は何かの行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	9月26日					
202	9月20日	雑司が谷三丁目寄付物件解体工事にかかる設計書、特記仕様書	公開	写し	見積書記載の名称・法人にかかる名称 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	財産運用課
	9月27日					
	9月20日	雑司が谷三丁目寄付物件解体工事にかかる諸経費計算書	部分公開	写し	見積書記載の名称・法人にかかる名称 法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当)	財産運用課
	9月27日					
9月20日	豊島区発注公共工事の金入り設計書(内訳書等)、特記仕様書及び諸経費計算書(共通費算定書) 01_朝日小学校プールろ過設備改修工事 02_朋有小学校給食室・プールその他改修に伴う給排水衛生・冷暖房換気・ガス設備工事 03_豊成小学校外壁・屋上防水その他改修に伴う冷暖房設備工事 04_朋有小学校給食室・プールその他改修工事 05_豊成小学校外壁・屋上防水その他改修工事 06_高松小学校特別教室改修工事 07_池袋第三小学校普通教室その他改修工事 08_朋有小学校給食室・プールその他改修に伴う電気設備工事 09_高南小学校内部・外構改修に伴う電気設備工事 10_西巣鴨小学校外壁・普通教室その他改修に伴う電気設備工事 11_高松小学校特別教室改修に伴う電気設備工事 12_区民ひろば朋有複合施設全面改修に伴う電気設備工事	公開	写し	施設整備課		
10月3日						
	9月20日	「駒込中学校校庭改修工事」「公園看板基礎設置工事」における金入り設計書(内訳書等)、特記仕様書及び諸経費計算書(共通費算定書)	公開	写し		公園緑地課
	10月3日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
202	9月20日	工事3号 道路補修工事（金入り設計書・諸経費計算書・仕様書） 工事5号 みたけ通り歩道バリアフリー化工事（その1）工事設計書、諸経費計算書、仕様書 工事6号 特別区道 41-340 電線共同溝設置工事 工事設計書、諸経費計算書、仕様書 工事8号 特別区道31-1181一方通行化整備工事（金入り設計書・諸経費計算書・仕様書） 工事9号 防災道路 B2 路線拡幅整備工事（金入り設計書・諸経費計算書・仕様書） 工事12号 道路補修工事（金入り設計書・諸経費計算書・仕様書）	公開	写し		道路整備課
	10月3日					
203	9月22日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号11-564の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	9月28日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
204	9月26日	区有通路区域図591 土地境界図14-3248	部分公開	写し	①個人に関する名前 ②法人代表者の印影	土木管理課
	9月26日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当） ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	
205	9月22日	令和4年9月18日付け情報公開請求の補正にあたり、請求者はどのような行政情報が保管されているか知らないため、請求者が行政情報を特定するための参考となる行政情報	却下	写し	補正は完了し、請求に対する決定もなされているため	監査委員事務局
	10月12日					
206	9月26日	弁護士協議記録（監査委員事務局の職員が、外部関係者との事務的な連絡事項について関係者宛てに発信し、又は、関係者から受信した電子メールという電磁的記録の形式により、庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている過去3年間の電子文書は、弁護士協議記録のみである）	非公開	写し	請求対象文書すべて	監査委員事務局
	10月12日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため（条例第7条第6号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
207	9月26日	監査委員事務局の職員のみが閲覧可能な庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書のうち、非公開処分取消請求事件について弁護士宛てに発信し、又は、弁護士から受信した電子メールという電磁的記録の形式による過去3年間の電子文書	非公開	写し	監査委員事務局職員以外の職員は、監査委員事務局の職員のみが閲覧可能な庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書の閲覧権限がないため	情報管理課
	9月29日					
208	9月27日	監査委員事務局の職員のみが閲覧可能な庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている過去3年間の電子文書	非公開	写し	監査委員事務局職員以外の職員は、監査委員事務局の職員のみが閲覧可能な庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書の閲覧権限がないため電子文書を確認することができないため	情報管理課
	9月29日					
209	9月27日	令和4年度 案件番号：NO. 2022-00417 工事8号特別区道31-1181一方通行化整備工事 上記の工事設計書（工事概括書）・設計書総括情報表・工事総括書・種別内訳書・代価明細表・諸経費計算書の内、金入りで作成されている文書、及び特記仕様書・機械器具調書・材料品調書・図面・事業者質問回答（ある場合）等設計図書（決裁用データ）一式	取下げ	写し		道路整備課
	—					
210	9月27日	①南長崎中央公園スポーツセンター業務の基準 ②豊島区立三芳グラウンド 業務の基準 ③豊島区立総合体育場・西巣鴨体育場・荒川野球場 業務の基準	公開	閲覧		学習・スポーツ課
	10月7日					
211	9月27日	令和4年8月29日、同年8月30日、同年9月7日付け豊島区職員措置請求書に係る要件審査（請求書受理手続）を行わない法的根拠の行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	10月12日					
212	9月28日	監査委員事務局の職員のみが閲覧可能な庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書は存在するのかの行政情報	非公開	写し	監査委員事務局職員以外の職員は、監査委員事務局の職員のみが閲覧可能な庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書の閲覧権限がないため、電子文書を確認することができないため	情報管理課
	9月29日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
213	9月29日	4豊監収第14号、16号、21号、29号、30号、31号の住民監査請求について、下記の事項の行政情報 1 要件審査（請求書の受理）の手順や日程 2 どのような内容の要件審査を行ったのかが記載された行政情報 3 要件審査を行った日 4 要件審査書の作成日 5 どのような書式で要件審査書を作成したのかが記載された行政情報 6 要件審査書の保存方法	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	10月12日					
214	9月29日	弁護士協議記録 （文書目録検索システムに登録されていない監査委員事務局において作成した過去5年間の公文書として扱っている電磁的記録書は、弁護士協議記録のみである）	非公開	写し	請求対象文書すべて	監査委員事務局
	10月28日				区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
215	9月30日	庁内基盤ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている監査委員事務局において作成された「弁護士協議記録」と称する電子文書	非公開	写し	不存在	情報管理課
	10月11日					

(第3四半期 10月～12月)

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
216	10月3日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年9月1日から令和4年9月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話 (廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
217	10月3日	豊島区職員が電子メールで外部関係者とのやり取りを行う庁内基盤ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている過去1年間の公文書である電子文書 ・外部関係者との電子メールによるすべての電子文書の公開を求める ・外部関係者とは、豊島区職員以外のもの	却下	写し	請求対象文書全て	区民相談課
	10月25日				行政情報を特定するに足りる事項の記載がなく、補正依頼を2回行ったものの特定するに至らなかったため (条例第6条第1項第3号の要件を満たさない)	
218	10月3日	美容所施設一覧 [令和4年9月1日～令和4年9月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し	不存在	生活衛生課
	10月13日					
	10月3日	理容所施設一覧 [令和4年9月1日～令和4年9月末日までに営業確認 (または届出) を受けた新規開設分]	非公開	写し		
	10月13日					
219	10月3日	令和4年9月1日から令和4年9月30日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所 (あはき・柔道整復) のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日	公開	写し	生活衛生課	
	10月13日					
220	10月3日	令和4年度食品台帳一覧のうち、令和4年9月1日～令和4年9月末日までに新規食品営業許可を取得した店舗の屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、許可開始日	公開	写し	生活衛生課	
	10月11日					
221	10月3日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年9月1日から令和4年9月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧及び許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名 (法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
222	10月3日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和4年9月1日から令和4年9月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
223	10月3日	美容所施設一覧 [令和4年9月1日～令和4年9月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認(又は届出)年月日⑤開設者(又は届出者)氏名等	公開	写し		生活衛生課
	10月13日					
	10月3日	理容所・クリーニング所・コインランドリー [令和4年9月1日～令和4年9月30日までに営業確認(または届出)を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	10月13日					
224	10月3日	令和4年9月1日から令和4年9月30日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種類(施設分類)	公開	写し		生活衛生課
	10月13日					
225	10月4日	職員が閲覧することを制限されている庁内基盤ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書とは、どのような内容の公文書なのか行政情報 ・電子文書を作成した職員以外の職員が閲覧を制限される電子文書とはどのような文書が存在するのか ・どのような電子文書が閲覧制限の対象となるか	非公開	写し	不存在	情報管理課
	11月2日					
226	10月5日	美容所施設一覧 [令和4年9月1日～令和4年9月30日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名(法人のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦開設者電話番号(法人のみ)⑧確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	10月18日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
226	10月5日	理容所施設一覧 [令和4年9月1日～令和4年9月30日までに営業確認、変更届出、廃業届出を受けた分]	非公開	写し	不存在	生活衛生課
	10月18日					
227	10月5日	令和4年度食品台帳一覧のうち、令和4年9月1日～令和4年9月30日に許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	10月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
228	10月5日	区画整理地区 公共基準点網図・街区点 (S55.9.1換地 第13地区43番街区)	公開	写し		土木管理課
	10月6日					
229	10月5日	令和4年度食品台帳一覧のうち 令和4年9月1日～令和4年9月末日までに新規に飲食店営業の許可を取得した店舗の屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、営業者住所、営業者TEL、許可決定日、初回許可日、許可開始日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
230	10月5日	美容所施設一覧 [令和4年9月1日～令和4年9月30日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認（許可）年月日	公開	写し		生活衛生課
	10月18日					
231	10月5日	理容所一覧 [令和4年9月1日～令和4年9月30日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	区民相談課
	10月13日					
231	10月6日	令和4年10月4日付け（4豊政相発第270号）の情報公開請求の補正にあたり、請求者はどのような行政情報が保管されているのかわからないため、請求者が行政情報を特定するための参考となる行政情報	非公開	写し	不存在	区民相談課
	10月18日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
232	10月7日	児童給付業務等業務委託プロポーザル ①一次書類・書類選考結果 ②一次審査採点集計表（委員別）	部分公開	写し	①辞退者の実績 ②評価基準と採点の考え方	子育て支援課
	10月11日				①法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） ②区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため （条例第7条第6号該当）	
233	10月7日	令和4年9月28日付住民監査請求（3件）に係る下記の事項の行政情報 1. 要件審査（請求書の受理）の手順や日程 2. どのような内容の要件審査を行ったのかが記載された行政情報 3. 要件審査を行った日 4. 要件審査書の作成 5. どのような書式で要件審査書を作成したのかが記載された行政情報 6. 要件審査を行った者は誰か 7. 要件審査書を作成した者はだれか 8. 要件審査書の保存方法	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	10月12日					
234	10月7日	（仮称）豊島区駒込一丁目マンション計画 2021年5月31日 説明会等の内容	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
235	10月11日	住民監査請求において、要件を満たしている場合は請求書を受理し監査の手続きに入ることになっている。令和4年8月、9月の住民監査請求（9件）について、要件審査について何らかの判断（例えば要件審査をしない）を下したことが記載されている文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	10月12日					
236	10月11日	3豊建審請第1号審査請求事件に係る裁決書の謄本	部分公開	写し	個人に関する名前及び住所	住宅課
	10月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
237	10月13日	「池袋本町二丁目児童遊園拡張整備工事」における工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書	公開	写し		公園緑地課
	10月19日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
238	10月14日	令和4年度食品台帳一覧のうち 令和4年9月1日～令和4年9月30日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	10月21日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
239	10月17日	4豊監発第111号において「電子メールという電磁的記録の形式により、庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保存されている過去3年間の電子文書は、弁護士協議記録のみである」とある 下記の事項の行政情報 ・フォルダ等の分類 ・当該電子文書の保存期間	却下	写し	フォルダ等の分類、当該電子文書の保存期間	監査委員事務局
	10月28日				既公開文書であるため（条例第17条第2項該当）	
240	10月17日	東京都公立小中学校事務共同実施導入に係る意向確認 調査票（令和元年度～令和4年度回答分）	非公開	写し	不存在	指導課
	10月25日					
241	10月17日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号95-574の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
242	10月17日	公開請求に係る行政情報の内容 4豊政情発第1046号において「監査委員職員のみ閲覧可能は共有フォルダ等」とある 下記の事項の行政情報 1 この共有フォルダ等の分類名 2 この共有フォルダ等に管理・保存されている電子文書の名称、内容 3 この共有フォルダ等の保存期間	取下げ	写し		監査委員事務局

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
243	10月18日	4豊監発第118号、119号、120号、121号、122号、123号において「以上のことから、本件請求は、法第242条の要件を満たさない不適法なものといわざるを得ない。よって主文のとおり決定する」とある 地方自治法第242条第1項に基づき住民監査請求をしたとき、請求に形式的及び要件に不備がある場合、補正を命じ、それに応じない場合、初めて却下通知をするものである 監査委員が、本件住民監査請求に対し、形式的審査及び要件審査を一切行わず、このような違法な決定を下している法的根拠は何か	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	10月28日					
244	10月21日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号94-275の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
245	10月21日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号99-194、99-265、03-501の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月24日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
246	10月21日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号04-109の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	10月26日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
247	10月25日	職員が外部関係者との事務的な連絡事項について関係者宛てに発信し、又は関係者から受信した電子メールを庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保管された電子文書を、関係職員のみが閲覧可能とし、他の職員を閲覧制限する規定書など	却下	写し	請求対象文書全て	総務課
	11月7日				既公開文書であるため (条例第17条第2項該当)	
248	10月25日	職員が外部関係者との事務的な連絡事項について関係者宛てに発信し、又は関係者から受信した電子メールを庁内ネットワーク上の共有フォルダ等に管理・保管し電子文書とする規定文書など	却下	写し	請求対象文書全て	総務課
	11月7日				既公開文書であるため (条例第17条第2項該当)	
249	10月27日	「街路灯維持及び道路拡幅に伴う街路灯移設工事(単価契約)その6 工事14号 街路灯改修工事(その1)における 金入り設計書(内訳書等)、特記仕様書及び諸経費計算書(共通費算定書)	公開	写し		公園緑地課
	11月7日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
249	10月27日	工事12号 道路補修工事 工事17号 交通安全施設工事（自転車ナビマーク等）	公開	写し		道路整備課
	11月7日					
250	10月25日	地区概要説明資料、他 （東池袋五丁目地区、東池袋四丁目2番街区地区、南池袋二丁目C地区、東池袋一丁目地区）	公開	写し		都市計画課
	11月1日					
251	10月27日	令和4年度食品台帳一覧のうち、令和4年10月27日までに許可を取得した施設の屋号、営業所郵便番号、営業所所在地、営業所方書、営業所TEL、業種、営業者名、代表者名、営業者住所、営業所方書、営業所TEL、初回許可日、許可開始日、許可満了日（廃業、自動車、自動販売機を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月4日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
252	10月28日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号94-472の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	11月1日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
253	11月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法） 令和4年10月1日から令和4年10月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
254	11月1日	令和2年度、令和3年度、令和4年度の簡易専用水道・小規模貯水槽水道検査委託にかかる契約締結（伺）兼決定書	公開	閲覧		学校施設課
	11月4日					
255	11月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法） 令和4年10月1日から令和4年10月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧および許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名（法人のみ住所、電話番号）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
256	11月1日	美容所施設一覧 [令和4年10月1日～令和4年10月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	11月14日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
256	11月1日	理容所施設一覧 [令和4年10月1日～令和4年10月末日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	生活衛生課
	11月14日					
257	11月1日	令和4年10月1日から令和4年10月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔道整復）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日	公開	写し		生活衛生課
	11月8日					
258	11月1日	令和4年度食品台帳一覧のうち、令和4年10月1日～令和4年10月末日までに新規に許可を取得した店舗の屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、許可開始日	公開	写し		生活衛生課
	11月9日					
259	11月1日	令和4年度食品台帳一覧のうち、令和4年10月1日～令和4年10月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
260	11月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法） 令和4年10月1日から令和4年10月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧（既廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
261	11月1日	美容所一覧 [令和4年10月1日～令和4年10月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認（又は届出）年月日⑤開設者（又は届出者）氏名等	公開	写し		生活衛生課
	11月14日					
	11月1日	理容所・クリーニング所・コインランドリー [令和4年10月1日～令和4年10月31日までに営業確認（または届出）を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	11月14日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
262	11月1日	令和4年10月1日から令和4年10月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種類（施設分類）	公開	写し		生活衛生課
	11月8日					
263	11月2日	令和4年度食品台帳一覧のうち、令和4年10月1日～令和4年10月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した店舗の屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、営業者住所、営業者TEL、許可決定日、初回許可日、許可開始日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	11月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
264	11月2日	美容所一覧、旅館業一覧 [令和4年10月1日～令和4年10月31日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認（許可）年月日	公開	写し		生活衛生課
	11月14日					
	11月2日	理容所施設一覧 [令和4年10月1日～令和4年10月31日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	11月14日					
265	11月4日	美容所一覧 [令和4年10月1日～令和4年10月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	11月15日					
	11月4日	理容所施設一覧 [令和4年10月1日～令和4年10月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分]	非公開	写し	不存在	
	11月15日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
266	11月4日	令和4年度食品台帳一覧のうち、令和4年9月1日～令和4年9月30日までに許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	11月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
267	11月1日	監査委員事務局の職員が作成した電子文書で、同職員のみが閲覧可能な共有フォルダ等の分類名、電子文書の名称、保存期間が記載されている過去1年間の電子文書	非公開	写し	不存在	総務課
	11月14日					
267	11月1日	職員が電子メールでの外部関係者とのやり取りを電子文書とし、共有フォルダ等に管理・保管されている過去1年間の電子文書 ・監査委員事務局職員が電子メールで〇〇弁護士との事務的なやり取りを電子文書とし、共有フォルダ等に管理・保管されている過去1年間の電子文書	非公開	写し	不存在	情報管理課
	11月10日					
268	11月4日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号90-333の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	11月7日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
269	11月4日	令和4年度食品台帳一覧のうち令和4年1月1日～令和4年10月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した店舗の業種、屋号、営業所所在地、代表者名、代表者肩書、営業者名、初回許可日、許可満了日、営業者住所	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所	生活衛生課
	11月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
270	11月8日	「駒込中学校校庭改修工事」及び「工事15号椎名町小学校校庭改修工事」における入札参加業者の設計金額の内訳	非公開	写し	請求対象文書全て	契約課
	11月15日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため (条例第7条第3号該当) 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
271	11月8日	令和4年8月1日から令和4年10月31日までに、豊島区内において、新規に開設した診療所に関する以下の情報（歯科診療所、請求日までに廃止された施設を除く） ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日⑥診療科目	公開	写し		生活衛生課
	11月15日					
272	11月9日	下記の診療所に係る ①施設名称②施設所在地③開設者名④開設年月日⑤廃止年月日（廃止施設のみ） 1. メンズライフクリニック 池袋院 2. 医療法人社団敬公会 西池袋メンズクリニック 3. 医療法人社団十二会 ゴリラクリニック池袋院 4. 医療法人社団予防会 池袋サテライトクリニック 5. 医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋西口院 6. 医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋東口院 7. 医療法人社団康英会 池袋ユニテッドクリニック 8. 医療法人健真会 城本クリニック池袋院 9. 池袋スカイクリニック 10. 池袋山の手クリニック 11. 大塚美容形成外科・歯科 12. レジーナクリニック 池袋院 13. フレリアクリニック池袋院	公開	写し		生活衛生課
	11月15日					
273	11月11日	豊島区で加入している保険料10万円以上の損害保険（自動車・火災・傷害・賠償）の保険証券の写し・保険料明細書の写し（担当課名の分かるもの） <令和3年11月11日～令和4年11月10日に契約したもの>	部分公開	閲覧	①保険会社等の代表者の印影 ②仲介人の氏名	区民相談課
	11月25日				①公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当） ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
274	11月11日	下記の課で取り扱っている、損壊保険（自動車・火災・傷害・賠償）の保険証券、明細書の写し ・保険料10万円以上のもの ・令和3年11月11日～令和4年11月10日に契約したもの ・学務課	部分公開	閲覧	法人代表者の印影	庶務課
	11月25日				①公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7条第4号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
275	11月14日	以下の団体が落札した、落札及び契約に関するすべての情報（数字は法人番号） ・公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会（0111-05-005319） ・特定非営利活動法人全国女性シェルターネットワーク（0111-05-002819） ・特定非営利活動法人共生社会をつくるセクシャル・マイノリティ支援全国ネットワーク（0111-05-019592） ・佐藤かおりとともにあゆむ会（まめ猫事務室） ・一般社団法人社会的包摂サポートセンター ・特定非営利活動法人自立生活サポートセンターもやい ・反貧困ネットワーク ・性暴力禁止法をつくろうネットワーク	非公開	写し	不存在	契約課
	11月25日					
276	11月14日	2022年4月に開所したAIAI Child Care株式会社が運営しているAIAI NURSERY第二東池袋の公募に係る企画提案書（豊島区認可保育所運営事業者募集要項に基づく応募書類のうち、法人の現況、事業計画、保育理念、児童福祉の考え方、苦情への取り組み、整備計画）について	非公開	写し	請求対象文書全て	保育課
	11月16日				法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当）	
277	11月16日	①住居表示台帳 （令和4年4月1日から令和4年9月30日付定等したもの） ②受付整理簿 （令和4年4月1日から令和4年9月30日付定等したもの） （第2位請求に対応する資料）	部分公開	写し	①居住者名、方書、付定日、所有者名 ②個人名、送付先	総合窓口課
	11月28日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
278	11月16日	境界石標設置図 No. 1883	部分公開	写し	法人代表者の印影	土木管理課
	11月18日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7条第4号該当）	
279	11月18日	令和2年4月1日以降に提出された建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書 豊島区千早〇〇 豊島区西巢鴨〇〇 豊島区雑司が谷〇〇 豊島区駒込〇〇 豊島区西池袋〇〇	公開	写し		建築課
	11月24日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
	11月18日	令和2年4月1日以降に提出された建設 工事に係る資源の再資源化等に関する 法律第10条第1項に基づく届出書 豊島区南大塚〇〇 豊島区要町〇〇 豊島区长崎〇〇 豊島区巢鴨〇〇 豊島区巢鴨〇〇 豊島区长崎〇〇 豊島区西池袋〇〇 豊島区池袋本町〇〇 豊島区南長崎〇〇 豊島区池袋本町〇〇 豊島区池袋本町〇〇	部分 公開	写し	個人に関する情報	建築課
	11月24日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
279	11月18日	令和2年4月1日以降に提出された建設 工事に係る資源の再資源化等に関する 法律第10条第1項に基づく届出書 豊島区上池袋〇〇 (2件) 豊島区千早〇〇 (2件) 豊島区南大塚〇〇 豊島区南池袋〇〇 (3件) 豊島区巢鴨〇〇 (3件) 豊島区東池袋〇〇 (3件) 豊島区池袋〇〇 (2件) 豊島区池袋本町〇〇 (2件) 豊島区目白〇〇 (5件) 豊島区西巢鴨〇〇 豊島区要町〇〇 (2件) 豊島区长崎〇〇 豊島区雑司が谷〇〇 (2件) 豊島区駒込〇〇 (4件)	非 公開	写し	不存在	建築課
	11月24日					
280	11月18日	4豊監収第35号、36号、37号の住民監 査請求に係る要件審査書	非 公開	写し	不存在	監査委員 事務局
	12月16日					
	11月18日	会議録 (令和4年11月第1回定例協議 会)	部分 公開	写し	会議録のうち、「議題」、「提 出された資料」、「審議経過」	
	12月16日				請求者以外のもとの間におけ る審議等に関する情報であつ て、公にすることにより、事業 の適正な遂行に支障を及ぼすと 認められるため (条例第7条第5号該当) 区又は国等の事務又は事業に関 する情報で公にすることにより 事務の適正な執行に支障を及ぼ す情報であるため (条例第7条第6号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
281	11月21日	1. 非公開処分取消請求事件において、監査委員事務局職員が電子メール以外で担当弁護士と打ち合わせや事務連絡などを行ったことが記載された文書 2. 上記電子メールで打ち合わせ等を行った電磁的記録を書面に置き換えた文書 3. 電子メールを電磁的記録のまま管理しているのであれば、管理するために必要な識別番号、フォルダ名、電子文書名などが記載された行政情報	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	11月29日					
282	11月22日	豊島体育館・巣鴨体育館・雑司が谷体育館の ①竣工当時の建設費用 ②現在の施設各階平面図 ③平成30年から令和2年までの施設利用者数	部分公開	写し	現在の施設各階平面図	学習・スポーツ課
	12月1日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため(条例第7条第4号該当)	
283	11月24日	・シェルター入居件数(各年度)について、DV等支援措置を受けた者の中でシェルターに入居した件数(各年度) ・設置シェルター箇所数(各年度) ・設置シェルター収容可能人数(年間)(各年度)	非公開	写し	不存在	子育て支援課
	11月29日					
	11月24日	DV等支援措置に関するデータについて ・支援措置件数(各年度) ・却下した件数(各年度) ・意見照会先件数について、警察・子ども家庭支援課・その他別の件数(各年度)	部分公開	写し	2016年度から2020年度の意見照会先件数 不存在	総合窓口課 東部 区民事務所 西部 区民事務所
	11月24日	生活保護受給件数(各年度)について、DVの支援措置を受けた者の中で生活保護を受けた件数(各年度)	非公開	写し	不存在	生活福祉課
284	11月24日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-76の境界図および求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	11月28日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
285	11月29日	工事1号 道路維持工事(単価契約)完了番号H31-69 工事図面、施工写真	公開	写し		道路整備課
	12月9日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
286	11月30日	令和4年11月29日に東京地方裁判所へ出張した職員に係る旅行命令簿	部分公開	写し	職員番号に係る部分	総務課 人事課
	12月14日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であり、同号アからウに該当しないため (条例第7条第2号該当)	
287	12月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和4年11月1日から令和4年11月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話(廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
288	12月1日	令和4年11月1日から令和4年11月30日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔道整復)のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日	公開	写し		生活衛生課
	12月7日					
289	12月1日	美容所施設一覧 [令和4年11月1日～令和4年11月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	12月14日					
	12月1日	理容所施設一覧 [令和4年11月1日～令和4年11月末日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	12月14日					
290	12月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)のうち 令和4年11月1日から令和4年11月末日までに新規に許可を取得した店舗の屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、許可開始日	公開	写し		生活衛生課
	12月13日					
291	12月1日	令和4年11月1日から令和4年11月30日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔道整復)のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種別(施設分類)	公開	写し		生活衛生課
	12月7日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
292	12月1日	美容所施設一覧 [令和4年11月1日～令和4年11月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認(又は届出)年月日⑤開設者(又は届出者)氏名等	公開	写し		生活衛生課
	12月14日					
	12月1日	理容所・クリーニング所・コインランドリー [令和4年11月1日～令和4年11月末日までに営業確認(または届出)を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	12月14日					
293	12月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和4年11月1日から令和4年11月末日までのうち業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
294	12月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和4年11月1日から令和4年11月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧及び許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
295	12月5日	上池袋1丁目にある「上池袋備蓄倉庫」の隣地境界に立つ土留めについて ・確認申請及び確認済証があるかどうか ・土留めの設計資料(断面図や寸法等)	部分公開	写し	①土留めに対する建築確認申請の有無 ②個人が識別される箇所	施設整備課
	12月15日				①建築基準法第93条の2による閲覧制度があるため(条例第17条第1項該当) ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
296	12月6日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)のうち 令和4年11月1日から令和4年11月30日までに新規に飲食店の営業許可を取得した店舗の、屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、営業者住所、営業者TEL、許可決定日、初回許可日、許可開始日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
297	12月6日	美容所一覧、旅館業一覧 (令和4年11月1日～令和4年11月30日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名(法人のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦開設者電話番号(法人のみ)⑧確認(許可)年月日	公開	写し		生活衛生課
	12月16日					
	12月6日	理容所施設一覧 [令和4年11月1日～令和4年11月30日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	12月16日					
298	12月6日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)のうち令和4年11月1日から令和4年11月30日に許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設(固定店舗のみ)の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	12月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
299	12月6日	美容所一覧 (令和4年11月1日～令和4年11月30日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分) ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者氏名(法人のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦開設者電話番号(法人のみ)⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	12月16日					
	12月6日	理容所施設一覧 [令和4年11月1日～令和4年11月30日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分]	非公開	写し	不存在	
	12月16日					
300	12月7日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)のうち 令和4年11月1日から令和4年11月30日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名(廃業を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	12月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
301	12月12日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-107の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	12月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
302	12月13日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号97-424の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	12月19日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
303	12月14日	令和4年度「工事16号 西巣鴨橋桁等製作工事」の金入り設計書一式	公開	写し		道路整備課
	12月14日					
304	12月16日	4豊監発第118号、119号、120号、121号、122号、123号、142号、143号、144号の決定通知において作成した通知書及び定例協議会以外の何らかの文書	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	12月27日					
305	12月20日	1. 区民ひろば朋有複合施設全面改修に伴う電気設備工事 2. 高南小学校(高南保育園仮園舎)新築に伴う電気設備工事 上記2工事の金入り設計書一式・諸経費計算書	公開	写し		施設整備課
	12月22日					
306	12月20日	令和4年10月20日付け特別区人事・厚生事務組合に行政情報部分公開決定に係る処分取消請求事件の処理を依頼した文書及びその起案文書	部分公開	写し	原告の氏名及び事件番号に係る部分	総務課
	12月27日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であり、同号アからウまでに該当しないため(条例第7条第2号該当)	

(第4四半期 1月～3月)

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
307	1月4日	サンシャイン60北通り（区道）で今般実施された工事に関する資料 1. 令和4年下半期に行われた東池袋3-17先及び同3-18先の工事内容に関する文書 2. 1の工事に関する関係者との協議内容がわかる文書 3. 令和3年度中に行われた首都高速東池袋出入口の標識設置、変更または廃止に関する文書	非公開	写し	不存在	道路整備課
	1月6日					
308	1月4日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）令和4年12月1日から令和4年12月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧（既廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
309	1月4日	理容所一覧 〔令和4年12月1日～令和4年12月末日までに営業確認（又は届出）を受けた新規開設分〕	非公開	写し	不存在	生活衛生課
	1月18日					
309	1月4日	美容所、クリーニング所、コインランドリー施設一覧 〔令和4年12月1日～令和4年12月末日までに営業確認を受けた新規開設分〕 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認（又は届出）年月日⑤開設者（又は届出者）氏名等	公開	写し		生活衛生課
	1月18日					
310	1月4日	令和4年12月1日から令和4年12月31日の間に、豊島区内において、新規に開設の届け出をした診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、下記情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種類（施設分類）	公開	写し		生活衛生課
	1月12日					
311	1月5日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）令和4年12月1日から令和4年12月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
312	1月5日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）のうち 令和4年12月1日から令和4年12月末日までに新規に飲食店営業の許可を取得した店舗の、屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、営業者住所、営業者TEL、許可決定日、初回許可日、許可開始日	公開	写し		生活衛生課
	1月13日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
313	1月5日	美容所一覧 (令和4年12月1日～令和4年12月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名⑤代表者指名(法人のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦開設者電話番号(法人のみ)⑧確認(許可)年月日	公開	写し		生活衛生課
	1月18日					
	1月5日	理容所一覧 旅館業施設一覧 [令和4年12月1日～令和4年12月末日までに営業許可(営業確認)を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	1月18日					
314	1月5日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号93-28、09-353の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月11日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
315	1月5日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)のうち 令和4年12月1日から令和4年12月末日までに新規に許可を取得した店舗の屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、許可開始日	公開	写し		生活衛生課
	1月13日					
316	1月5日	美容所施設一覧 [令和4年12月1日～令和4年12月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	1月18日					
	1月5日	理容所施設一覧 [令和4年12月1日～令和4年12月末日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	1月18日					
317	1月5日	令和4年12月1日から令和4年12月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)のうち、請求日までに廃止された施術所を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日	公開	写し		生活衛生課
	1月12日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
318	1月5日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和4年12月1日から令和4年12月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	1月17日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
319	1月6日	以下の東京都環境確保条例に関する届出書類一式(設置・変更・承継・廃止)書類がない場合は台帳データ ※氏名変更及び第三者情報を除く 事業場名:〇〇〇 所在地:豊島区〇〇	部分公開	写し	氏名、電話番号	環境保全課
	1月12日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
320	1月6日	以下の東京都環境確保条例に関する届出書類一式(設置・変更・承継・廃止)書類がない場合は台帳データ ※氏名変更及び第三者情報を除く 事業場名:〇〇〇 所在地:豊島区〇〇	非公開	写し	不存在	環境保全課
	1月12日					
321	1月6日	以下の東京都環境確保条例に関する届出書類一式(設置・変更・承継・廃止)書類がない場合は台帳データ ※氏名変更及び第三者情報を除く 事業場名:〇〇〇 所在地:豊島区〇〇	非公開	写し	不存在	環境保全課
	1月12日					
322	1月6日	豊島区指定管理者審査委員会審査経過(南長崎中央公園) 令和4年度 第2回豊島区公の施設指定管理者審査委員会会議録 令和4年度 第3回豊島区公の施設指定管理者審査委員会会議録	部分公開	写し	①落選団体の名称、一部審議内容 ②委員長及び委員の個人名	行政経営課
	1月20日				①法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認められるため(条例第7条第3号該当) ②請求者以外のもとの間における審議等に関する情報であつて、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため(条例第7条第5号該当)	
323	1月6日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号08-272の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
324	1月6日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）のうち 令和4年12月1日から令和4年12月31日に許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設（固定店舗のみ）の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	1月17日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
325	1月6日	美容所一覧 （令和4年12月1日～令和4年12月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分） 理容所一覧 （令和4年12月1日～令和4年12月31日までに廃止届出を受けた分） ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤代表者氏名（法人のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦開設者電話番号（法人のみ）⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	1月18日					
	1月6日	理容所一覧 〔令和4年12月1日～令和4年12月31日までに営業確認、変更届出を受けた分〕	非公開	写し	不存在	
	1月18日					
326	1月6日	令和4年12月31日時点で、開設届が提出された施術所（あはき・柔整）に関する①～⑦の情報、廃止済みの施設及び出張施術は除く ①施設分類②施設名③施設所在地④施設の電話番号⑤開設者名⑥開設者電話番号⑦開設年月日	部分公開	写し	個人開設施設の場合、その連絡先	生活衛生課
	1月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
327	1月10日	令和4年度食品台帳一覧のうち 令和5年1月10日までに許可を取得した飲食店営業（バー、スナック、旅館・ホテル、廃業を除く）の下記事項 屋号、業種、営業所所在地、営業所方書、営業所TEL、営業者名（法人のみ）、許可番号、初回許可日、代表者肩書、代表者名、営業者住所、営業者方書、営業者TEL1、営業者種別	公開	写し		生活衛生課
	1月19日					
328	1月10日	東池袋五丁目24番街区公園整備等実施設計請負（案件番号2022-00108）に係る特記仕様書、図面	公開	写し		公園緑地課
	1月24日					
	1月10日	東池袋五丁目24番街区公園整備等実施設計請負（案件番号2022-00108）に係る金額入り内訳書	非公開	写し	不存在	
	1月24日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
329	1月10日	上り屋敷公園、西巢鴨二丁目公園実 施設業務請負（案件番号：2019- 00323）に係る下記の情報 1. 特記仕様書 2. 図面 3. 金額入り内訳書	公開	写し		公園緑地課
	1月24日					
330	1月12日	令和4年に募集した「南長崎中央公園 の指定管理者」における豊島区ス ポーツパートナーズが提出した事業 計画書	部分 公開	写し	①事業計画書内の文章・図表・ 数字・法人名・品名 ②人物画像、個人名	学習・ スポーツ課
	1月26日				①法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認 められるため （条例第7条第3号該当） ②特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
	1月12日	令和4年度 第2回豊島区公の施設指 定管理者審査委員会会議録 令和4年度 第3回豊島区公の施設指 定管理者審査委員会会議録	部分 公開	写し	①落選団体の名称、一部審議内 容 ②委員長及び委員の個人名	行政経営課
	1月24日				①法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認 められるため （条例第7条第3号該当） ②請求者以外のものとの間にお ける審議等に関する情報であつ て、公にすることにより、事業 の適正な遂行に支障を及ぼすと 認められるため （条例第7条第5号該当）	
331	1月12日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 （法）のうち 令和4年12月1日から令和4年12月末日 までに新規に飲食店営業の許可を取 得した全店舗の業種、分類、屋号、 営業所所在地、営業所電話番号、営 業者氏名、許可開始日、許可満了日 一覧（既廃業施設を除く）	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住 所、電話番号 特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	生活衛生課
	1月19日					
332	1月13日	打合せ議事録（令和4年9月中に道路 工事事務所で巣鴨警察署担当者と打 合せをした事実が記載された文書）	非 公開	写し	不存在	道路整備課
	1月23日					
333	1月13日	①特別区人事・厚生事務組合から受 領した、令和4年10月27日付け訴訟事 件受任通知 ②令和5年1月12日に東京地方裁判所 へ出張した職員に係る旅行命令簿	部分 公開	写し	①代理人指定手続及び併任手続 を受ける職員の氏名、原告の氏 名及び事件番号に係る部分 ②職員番号に係る部分	総務課 人事課
	1月27日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
	1月13日	令和5年1月12日に東京地方裁判所へ 出張した職員に係る復命表（報告 書）	非 公開	写し	不存在	
	1月27日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
334	1月16日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号93-143、94-222の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	1月17日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
335	1月17日	令和4年度に、次に示す豊島区庁舎内等で購読されていた機関紙の部数 ・庁舎内においては部署ごと(情報公開を請求する機関紙等の名称) (1)自由民主 (2)公明新聞 (3)聖教新聞 (4)立憲民主 (5)社会新報 (6)赤旗(日刊) (7)赤旗(日曜版)	公開	写し		区民相談課
	1月30日					
	1月17日	個人が購読している政党機関紙の部数が分かる資料 それが無い場合は、政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達	非公開	写し	不存在	総務課
	1月31日					
1月17日	政党機関紙の配達・集金・勧誘に関するの許可証等の有無	非公開	写し	不存在	財産運用課	
1月24日						
336	1月17日	①令和4年度に、次に示す豊島区庁舎内等で購読されていた機関紙の部数・教育委員会(情報公開を請求する機関紙等の名称) (1)自由民主 (2)公明新聞 (3)聖教新聞 (4)立憲民主 (5)社会新報 (6)赤旗(日刊) (7)赤旗(日曜版) ②政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達	非公開	写し	不存在	庶務課
	1月26日					
337	1月17日	①令和4年度に豊島区庁舎内等で購読されていた機関紙の部数 ②個人が購読している政党機関紙の部数が分かる資料、それが無い場合は、政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達	非公開	写し	不存在	選挙管理委員会
	1月18日					
338	1月17日	①令和4年度に、次に示す豊島区庁舎内等で購読されていた機関紙の部数・庁舎内においては部署ごと(情報公開を請求する機関紙等の名称) (1)自由民主党 (2)公明新聞 (3)聖教新聞 (4)立憲民主 (5)社会新報 (6)赤旗(日刊) (7)赤旗(日曜版) ②政党機関紙を個人が購読することに関する行政文書や通達	非公開	写し	不存在	監査委員事務局
	1月24日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
339	1月18日	令和4年度「工事16号 西巢鴨橋桁等製作工事」の金入設計書一式	公開	写し		道路整備課
	1月20日					
340	1月16日	令和4年度「工事16号 西巢鴨橋桁等製作工事」の金入設計書一式	公開	写し		道路整備課
	1月23日					
341	1月27日	豊島区 令和元年度地方財政状況調査表 令和2年度地方財政状況調査表 令和3年度地方財政状況調査表	公開	写し		財政課
	1月30日					
342	1月24日	東京都環境確保条例に関する届け出書類一式（設置・変更・承継・廃止）書類がない場合は台帳データ 事業所名：〇〇〇 所在地：豊島区〇〇〇	部分公開	写し	個人の氏名、電話番号 特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	環境保全課
	1月31日					
343	1月21日	〇〇〇〇（豊島区〇〇 〇〇〇年〇〇月〇〇日）に係る介護保険認定情報	取下げ	写し		介護保険課
	—					
344	1月26日	令和4年度 街灯改修工事（その1）（東部地域） 令和4年度 街灯改修工事（その2）（西部地域） 上記案件の施工体系図及び下請者一覧表	公開	閲覧		公園緑地課
	2月3日					
345	1月27日	豊島区指定管理者審査委員会 採点表（豊島区立南長崎スポーツセンター）	部分公開	写し	①落選団体の名称、一部審議内容 ②委員長及び委員の個人名 ①法人等の権利・競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため（条例第7条第3号該当） ②請求者以外のもとの間における審議等に関する情報であつて、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため（条例第7条第5号該当）	行政経営課
	2月3日					
346	1月27日	①「工事・作業の実施について（令和4年10月25日付け、警視庁巢鴨警察署長宛て、豊島区都市整備部道路整備課道路工事事務所長作成のもの）」 ②上記文書の作成過程に関わる文書（担当者のメール、FAX含む）	非公開	写し	不存在	道路整備課
	1月27日					
347	1月30日	豊島区立中学校卒業生の高等学校別合格者数一覧	非公開	閲覧	不存在	指導課
	2月13日					

No.	受付日 決定日	編集後請求内容	決定 内容	公開 方法	非公開部分	担当課
					非公開理由	
348	1月30日	東京都豊島区〇〇 指定作業場 廃止届出書（申請書 等）一式 ①〇〇鉄工所 ②〇〇クリーニング	部分 公開	写し	個人の氏名、電話番号	環境保全課
	1月31日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
349	1月30日	理容所、美容所、クリーニング所、 旅館業施設一覧 （令和4年4月1日～令和4年12月31日 までに営業許可（確認）を受けた新規開設分） ①施設名称②施設所在地③施設電話 番号④開設者名⑤代表者氏名（法人 のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦ 開設者電話番号（法人のみ）⑧許可 （確認）年月日⑨営業許可（営業確 認）番号	公開	写し		生活衛生課
	2月10日					
350	2月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 （法） 令和5年1月1日から令和5年1月末日ま でのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法 人の場合は法人の住所、代表者、電 話（廃業施設を除く）	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住 所、電話番号	生活衛生課
	2月10日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
351	2月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 （法）のうち 令和5年1月1日から令和5年1月31日ま でに新規に飲食店営業の許可を取得 した店舗の、屋号、営業所所在地、 営業所TEL、営業者名、営業者住所、 営業者TEL、許可決定日、初回許可 日、許可開始日	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住 所、電話番号	生活衛生課
	2月10日				特定の個人が識別され、また はされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
352	2月1日	理容所一覧、美容所一覧、旅館業施 設一覧 （令和5年1月1日～令和5年1月末日ま でに営業確認を受けた新規開設分） ①施設名称②施設所在地③施設電話 番号④開設者名⑤代表者氏名（法人 のみ）⑥開設者住所（法人のみ）⑦ 開設者電話番号（法人のみ）⑧確認 （許可）年月日	公開	写し		生活衛生課
	2月14日					
353	2月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 （法）のうち 令和5年1月1日から令和5年1月末日ま でに新規に許可を取得した店舗の屋 号、営業所所在地、営業所TEL、営業 者名、許可開始日	公開	写し		生活衛生課
	2月10日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
354	2月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)のうち 令和5年1月1日から令和5年1月末日までのうち新規で食品営業許可を取得した施設一覧及び許可更新した施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可年月日、許可満了日、業種、営業者名(法人のみ住所、電話番号)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	2月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
355	2月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和5年1月1日～令和5年1月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(既廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	2月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
	2月1日	クリーニング所一覧、コインランドリー施設一覧 [令和5年1月1日～令和5年1月末日までに営業確認(または届出)を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
2月10日						
356	2月1日	理容所施設一覧 旅館業施設一覧 [令和5年1月1日～令和5年1月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認(又は届出)年月日⑤開設者(又は届出者)氏名等	公開	写し		生活衛生課
	2月14日					
357	2月1日	令和5年1月1日から令和5年1月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種類(施設分類)	公開	写し		生活衛生課
	2月7日					
358	2月1日	美容所施設一覧、理容所施設一覧 [令和5年1月1日～令和5年1月末日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	2月14日					
359	2月1日	令和5年1月1日から令和5年1月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔整)のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日	公開	写し		生活衛生課
	2月7日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
360	2月2日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法)のうち 令和5年1月1日から令和5年1月31日に許可申請、変更届、廃業届のあった許可施設(固定店舗のみ)の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番号、業種、営業者名、営業者電話番号、初回許可日、許可開始日、届出種類、許可番号、收受日	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その電話番号	生活衛生課
	2月10日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
361	2月2日	美容所一覧 [令和5年1月1日から令和5年1月31日までに営業確認、変更届出、廃止届出を受けた分] 理容所一覧 [令和5年1月1日～令和5年1月31日までに営業確認、廃止届出を受けた分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者名等⑤代表者氏名(法人のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦開設者電話番号(法人のみ)⑧確認年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	2月14日					
	2月2日	理容所一覧 [令和5年1月1日～令和5年12月31日までに変更届出を受けた分]	非公開	写し	不存在	
362	2月2日	特別区人事・厚生事務組合への本区職員の派遣に係る決裁文書一式及び発令通知書(令和元年度から令和4年度)	部分公開	写し	①派遣協議文書のうち派遣期間を延長する職員及び派遣期間終了となる職員の氏名 ②派遣回答文書のうち新規派遣の職員及び派遣期間を延長する職員の氏名 ③人事履歴カード及び履歴カードのうち表題、頁及び日付を除いた部分 ④発令通知書のうち発令を命ぜられる職員の氏名	人事課
	2月14日				①②③④特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ③区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	
363	2月2日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号02-413の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の氏名	建築課
	2月7日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
364	2月7日	①「工事・作業の実施について（令和4年10月中、警視庁巢鴨警察署長宛て、豊島区都市整備部道路整備課道路工事事務所長作成）」 （豊島区〇〇先地2か所を作業箇所とするもの） ②上記文書の作成過程に関わる文書（担当者のメール、FAX含む）	部分公開	写し	②の文書	道路整備課
	2月7日				不存在	
365	2月7日	南長崎中央公園（南長崎中央公園・南長崎中央公園スポーツセンター・南長崎自転車駐車場）の次期（令和5年度から令和9年度）指定管理予定者の選定時の事業計画書	部分公開	写し	①事業計画書内の文章・図表・数字・法人名・品名 ②人物画像、個人名	学習・スポーツ課
	2月10日				①法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） ②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
365	2月7日	豊島区指定管理審査委員会 採点表（豊島区立南長崎スポーツセンター） 令和4年度 第2回豊島区公の施設指定管理者審査委員会会議録 令和4年度 第3回豊島区公の施設指定管理者審査委員会会議録	部分公開	写し	①落選団体の名称 ②委員長及び委員の個人名	行政経営課
	2月20日				①法人等の権利・競争上の地位 その他正当な利益を害すると認められるため （条例第7条第3号該当） ②請求者以外のもとの間における審議等に関する情報であつて、公にすることにより、事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため （条例第7条第5号該当）	
366	2月8日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）のうち 令和5年1月1日から令和5年1月31日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	2月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため （条例第7条第2号該当）	
367	2月9日	境界石票設置図 原図番号2431	部分公開	写し	法人代表者の印影	土木管理課
	2月15日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため （条例第7号第4号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
368	2月9日	平成8年1月1日から令和5年1月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した施術所（あはき・柔整）に関する以下の情報 ①施設名称②施設所在地③開設者氏名④開設年月日⑤施設電話番号⑥業務種別（あん摩・はり・きゅう・柔整）⑦請求日時点の施設状態	公開	写し		生活衛生課
	2月20日					
369	2月14日	令和4年11月1日から令和5年1月31日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所に関する以下の情報 歯科診療所、請求日までに廃止された施設は除く ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日⑥診療科目	公開	写し		生活衛生課
	2月20日					
370	2月16日	令和4年度食品台帳一覧のうち豊島区〇〇 〇〇 の下記事項 許可番号、業種、営業所所在地、営業所方書、屋号、営業所TEL、営業者名、代表者肩書、代表者名、営業者住所、営業者方書、営業者TEL、営業者種別、初回許可日、許可満了日	公開	写し		生活衛生課
	2月24日					
371	2月20日	令和3年度 狭あい道路拡幅整備測量委託（その1）【単価契約】 令和3年度 狭あい道路拡幅整備測量委託（その2）【単価契約】 令和3年度 狭あい道路拡幅整備測量委託（その3）【単価契約】	公開	写し		建築課
	2月27日					
372	2月20日	令和4年度 狭あい道路拡幅整備測量委託（その1）【単価契約】 令和4年度 狭あい道路拡幅整備測量委託（その2）【単価契約】 令和4年度 狭あい道路拡幅整備測量委託（その3）【単価契約】	公開	写し		建築課
	2月27日					
373	2月20日	境界石票設置図 2452	部分公開	写し	法人代表者の印影	土木管理課
	2月21日				公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため（条例第7号第4号該当）	
374	2月20日	①住居表示台帳（令和4年10月1日から令和4年12月31日付定等したもの） ②受付整理等（令和4年10月1日から令和4年12月31日付定等したもの） （第2位請求に対応する資料）	部分公開	写し	①居住者名、方書、付定日、所有者名 ②個人名、送付先	総合窓口課
	3月3日				①②特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
375	2月22日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号96-52の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	2月27日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
376	2月27日	保育所入所関連等事務業務委託（履行期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日）における最低制限価格	非公開	写し	請求対象文書全て 区又は国等の事務又は事業に関する情報で公にすることにより事務の適正な執行に支障を及ぼす情報であるため (条例第7条第6号該当)	契約課
	3月6日					
377	3月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）令和5年2月1日から令和5年2月末日までのうち 新規の飲食店営業申請施設一覧、法人の場合は法人の住所、代表者、電話（廃業施設を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月8日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
378	3月1日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号88-457の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月6日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
379	3月1日	美容所施設一覧 (令和5年2月1日～令和5年2月末日までに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名等⑤確認年月日	公開	写し		生活衛生課
	3月14日					
	3月1日	理容所施設一覧 [令和5年2月1日～令和5年2月末日までに営業確認を受けた新規開設分]	非公開	写し	不存在	
	3月14日					
380	3月1日	令和5年2月1日から令和5年2月28日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所（あはき・柔整）のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設者氏名⑤開設年月日	公開	写し		生活衛生課
	3月8日					
381	3月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）のうち 令和5年2月1日から令和5年2月末日までに新規に許可を取得した店舗の屋号、営業所所在地、営業所TEL、営業者名、許可開始日	公開	写し		生活衛生課
	3月8日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
382	3月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和5年2月1日から令和5年2月 末日までに新規に食品営業許可を取 得した施設一覧および許可更新した 施設一覧、全業種 営業所名称、住所、電話番号、許可 年月日、許可満了日、業種、営業者 名(法人のみ住所、電話番号)	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住 所、電話番号	生活衛生課
	3月8日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
383	3月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法) 令和5年2月1日から令和5年2月 28日までに新規に飲食店営業の許可 を取得した店舗の屋号、営業所所在 地、営業所TEL、営業者名、営業者住 所、営業者TEL、許可決定日、初回許 可日、許可開始日	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、その住 所、電話番号	生活衛生課
	3月8日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
384	3月1日	美容所一覧、旅館業施設一覧 (令和5年2月1日～令和5年2月28日ま でに営業確認を受けた新規開設分) ①施設名称②施設所在地③施設電話 番号④開設者名⑤代表者氏名(法人 のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦ 開設者電話番号(法人のみ)⑧確認 (許可)年月日	公開	写し		生活衛生課
	3月14日					
	3月1日	理容所一覧 [令和5年2月1日～令和5年2月28日ま でに営業許可(営業確認)を受けた 新規開設分]	非 公開	写し	不存在	
	3月14日					
385	3月1日	美容所一覧 (令和5年2月1日～令和5年2月28日ま でに営業確認、変更届出、廃止届出 を受けた分) ①施設名称②施設所在地③施設電話 番号④開設者名⑤代表者氏名(法人 のみ)⑥開設者住所(法人のみ)⑦ 開設者電話番号(法人のみ)⑧確認 年月日⑨確認番号	公開	写し		生活衛生課
	3月14日					
	3月1日	理容所一覧 [令和5年2月1日～令和5年2月28日ま でに営業確認、変更届出、廃止届出 を受けた分]	非 公開	写し	不存在	
	3月14日					
386	3月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿 (法)のうち令和5年2月1日から令和 5年2月28日に許可申請、変更届、廃 業届のあった許可施設(固定店舗の み)の以下の事項 屋号、営業所所在地、営業所電話番 号、業種、営業者名、営業者電話番 号、初回許可日、許可開始日、届出 種類、許可番号、收受日	部分 公開	写し	申請者が個人の場合、電話番号	生活衛生課
	3月8日				特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
387	3月1日	令和4年度営業許可申請文書処理簿(法) 令和5年2月1日から令和5年2月末日までのうち 業種、屋号、営業所所在地、営業所電話番号、申請者氏名、許可開始日、許可満了日一覧(廃業施設を除く)	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月8日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
388	3月1日	美容所施設一覧 [令和5年2月1日～令和5年2月28日までに営業確認を受けた新規開設分] ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④確認(又は届出)年月日⑤開設者(又は届出者)氏名等	公開	写し		生活衛生課
	3月14日					
	3月1日	理容所一覧、クリーニング所一覧、コインランドリー施設一覧 [令和5年2月1日～令和5年2月末日までに営業確認(または届出)を受けた新規施設分]	非公開	写し	不存在	
	3月14日					
389	3月1日	令和5年2月1日から令和5年2月28日の間に、豊島区内において、新規に開設した診療所、歯科診療所、施術所(あはき・柔道整復)のうち、請求日までに廃止された施設を除く、以下の情報 ①施設名称②施設所在地③施設電話番号④開設年月日⑤開設者名⑥業務種類(施設分類)	公開	写し		生活衛生課
	3月14日					
	3月3日	「区民ひろば目白」へのご意見の記録及び決裁文書 ご意見を地域区民ひろばに課に引き継いだ際の文書及び送信メール	部分公開	写し	個人の氏名、性別、住所、電話番号	区民相談課
	3月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
390	3月3日	区民ひろば目白へのご意見に対する対応記録	部分公開	写し	個人の名前、性別、電話番号	
	3月16日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
	3月3日	〇〇からの申出を受けて「区民ひろば目白」における職員間での事実確認及びヒアリング内容のわかる文書及びやり取り等のわかるもの(改善したもの及び改善していないもの(持ち越しになったもの)の決定過程のわかる文書及び記録等	非公開	写し	不存在	地域区民ひろば課
	3月16日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
391	3月3日	区民ひろば清和複合施設新築に伴う基本・実施設計業務請負（一般競争入札）における、設計委託料の積算内訳書 （標準設計業務費、追加業務費、諸経費、技術料等経費、特別経費の各内訳ごとの数量及び単価）	公開	写し		施設整備課
	3月10日					
392	3月6日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号98-92の後退図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月9日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
393	3月7日	令和4年度「工事3号道路補修工事」の工事総括書、種別内訳書、代価明細書（S代価、V代価、SP代価）	公開	写し		道路整備課
	3月7日					
394	3月7日	令和4年度「工事5号みたけ通り歩道バリアフリー化工事（その1）」の工事総括書、種別内訳書、代価明細書（S代価、V代価、SP代価）	公開	写し		道路整備課
	3月8日					
395	3月7日	令和4年度「工事12号道路補修工事」の工事総括書、種別内訳書、代価明細書（S代価、V代価、SP代価）	公開	写し		道路整備課
	3月8日					
396	3月7日	令和4年度「工事14号道路補修工事並びに試掘調査工事」の工事総括書、種別内訳書、代価明細書（S代価、V代価、SP代価）	公開	写し		道路整備課
	3月8日					
397	3月7日	令和4年度「工事19号道路補修工事」の工事総括書、種別内訳書、代価明細書（S代価、V代価、SP代価）	公開	写し		道路整備課
	3月8日					
398	3月8日	第3時豊島区配偶者等暴力防止基本計画の計画内容、予算、評価、評価基準についての文書 女性に対するあらゆる暴力の根絶という名称から変更時議事録、変更理由についての文書	非公開	閲覧	①計画内容、予算、②評価、評価基準、③議事録、変更理由に関する文書	男女平等推進センター
	3月17日				①③既公開文書であるため（条例第2条第1項第2号該当） ②不存在	

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
399	3月9日	下記の診療所に係る ①施設名②施設所在地③開設者名④開設年月日⑤廃止年月日（廃止施設のみ） 1. メンズライフクリニック 池袋院 2. 医療法人社団敬公会 西池袋メンズクリニック 3. 医療法人社団十二会 ゴリラクリニック池袋院 4. 医療法人社団予防会 池袋サテライトクリニック 5. 医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋西口院 6. 医療法人湘美会 湘南美容クリニック池袋東口院 7. 医療法人社団康英会 池袋ユニテッドクリニック 8. 医療法人健真会 城本クリニック池袋院 9. 池袋スカイクリニック 10. 池袋山の手クリニック 11. 大塚美容形成外科・歯科 12. レジーナクリニック 池袋院 13. フレリアクリニック池袋院 14. 医療法人社団光美会 メンズスキンクリニック 池袋院 15. ゲーテメンズクリニック池袋院	公開	写し		生活衛生課
	3月15日					
400	3月10日	令和4年度営業許可申請文書処理簿（法）のうち 令和5年2月1日から令和5年2月28日までに新規に飲食店営業の許可を取得した全店舗の、屋号、営業所所在地、営業者名、営業所電話番号、業種分類、初回許可日、許可満了日、許可番号、加えて法人の場合は営業者住所、営業者電話番号、代表者氏名（廃業を除く）	部分公開	写し	申請者が個人の場合、その住所、電話番号	生活衛生課
	3月17日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
401	3月10日	危機管理課長の個人情報保護条例・公文書管理に関する制度の研修状況と研修内容すべて	存否 応答 拒否	閲覧	請求対象文書全て	人事課
	3月24日				当該公開請求に係る行政情報が存在しているか否かを答えるだけで、豊島区情報公開条例第7条第2号の情報を公開することになるため（条例第10条該当）	
402	3月10日	文書事務の手引きに関する文書	部分公開	閲覧	職員番号、職員氏名	総務課
	3月24日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため（条例第7条第2号該当）	
	3月10日	文書事務の手引きに関する策定時の議論、運営についての議論の内容に関する一切の文書	非公開	閲覧	不存在	
	3月24日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
403	3月13日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号95-399の境界図及び求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月13日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため(条例第7条第2号該当)	
404	3月13日	1. 令和2年度 とうきょうママパパ応援事業補助金の交付申請について 2. 2福保子家第1300号 3. 令和2年度 とうきょうママパパ応援事業補助金の実績報告について 4. 3福保子家第2094号 5. 令和3年度 とうきょうママパパ応援事業補助金の交付申請について 6. 3福保子家第1441号 7. 令和3年度 とうきょうママパパ応援事業補助金の交付申請について 8. 3福保子家第2207号 9. 令和3年度 とうきょうママパパ応援事業補助金の実績報告について 10. 令和4年度 とうきょうママパパ応援事業補助金の交付申請について 11. 4福保子家第1852号	公開	写し		健康推進課
	3月27日					
	3月13日	1. 令和5年度予算について、都へ請求した総額費目別予算、決算の経過について 2. とうきょうママパパ応援事業にかかる、豊島区における過去の財務状況、予算、決算の経過、(～令和4年まで) ⑦予算執行状況	非公開	写し	不存在	
	3月27日					
405	3月13日	令和2年、3年、4年の豊島区における合計特殊出生率の経過	非公開	写し	請求対象文書全て	地域保健課
	3月22日				既公開文書であるため(条例第2条第1項第2号該当)	
	3月13日	令和2年～4年までの周産期統計一式(妊娠届、妊婦健診受診率、出産数と国籍別割合、赤ちゃん訪問件数、妊娠期教育クラス実施状況：参加数、実績数など)	非公開	写し	請求対象文書全て	健康推進課
	3月27日				既公開文書であるため(条例第2条第1項第2号該当)	
406	3月15日	女性相談、子ども家庭女性相談で ・女性相談の名称で女性にしている理由 ・豊島区の政策としてやらなくてはならない(東京都・国とかぶっている分がないか検討したか)ことを決めた会議の内容と資料すべて ・男性相談をしていなかったことと比べた資料	非公開	閲覧	不存在	子育て支援課
	3月27日					

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
406	3月15日	1. すずらんスマイルプロジェクト チーム設置要領 2. 「若年女性つながりサポート事業」について（子ども文教委員会報告資料令和3年7月7日子ども家庭部子ども若者課）	公開	閲覧		子ども若者課
	3月27日					
	3月15日	各女性相談の名称で女性にしている理由について 豊島区の事業としてやらなくてはならないことを決めた会議の内容	非公開	閲覧	請求対象文書全て	男女平等推進センター
	3月29日				既公開文書であるため (条例第2条第1項第2号該当)	
	3月15日	各種女性相談の名称で女性にしている理由について 豊島区の事業としてやらなくてはならない（東京都・国とかぶっている分がないか検討したか）ことを決めた会議の内容と資料すべて ・男性相談をしていなかったことと比べた資料	非公開	閲覧	請求対象文書全て	健康推進課
	3月29日				既公開文書であるため (条例第2条第1項第2号該当)	
407	3月13日 3月29日	豊島区男女平等推進センター事業において、講座内容、参加人数上限、参加人数、講座の評価、直近3事業年度分すべて	非公開	閲覧	請求対象文書全て 既公開文書であるため (条例第2条第1項第2号該当)	男女平等推進センター
408	3月15日	豊島区立小中学校外国語指導助手（ALT）派遣業務のプロポーザル結果について ①プレゼンテーションに参加した全業者の、第1次・第2次審査における各項目毎の得点表 ②第1位受託候補者の、企画書全ページ	取下げ	写し		指導課
409	3月22日 3月29日	「駒込中学校校庭改修工事」 工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書	公開	写し		公園緑地課
	3月22日 3月29日	「駒込中学校校庭改修工事」 代価明細書（S代価）	非公開	写し	不存在	
410	3月22日 3月22日	令和4年度「工事15号椎名町小学校校庭改修工事」の工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書（S代価含む）、諸経費計算書	公開	写し		道路整備課

No.	受付日	編集後請求内容	決定内容	公開方法	非公開部分	担当課
	決定日				非公開理由	
411	3月24日	豊島区〇〇に係る 行政境界確定図	部分公開	写し	①担当者名及び資格・登録番号 ②印影	総務課
	3月28日				①特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当) ②公にすることにより犯罪の発生を招くおそれのある情報のため (条例第7条第4号該当)	
412	3月24日	狭あい道路拡幅整備事業の協議番号 90-130 93-460 97-104の境界図及び 求積図	部分公開	写し	個人の名前	建築課
	3月27日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
413	3月24日	令和5年2月6日 〇〇小学校より児童 相談所による小学〇年生の緊急保護 がなされた経緯、緊急保護が必要で 虐待が行われているとの判断内容等	非公開	写し	請求対象文書全て 特定の個人が識別され、または され得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	児童相談課
	4月6日					
414	3月28日	石標設置図 番号1394	部分公開	写し	個人の名前	土木管理課
	3月31日				特定の個人が識別され、またはされ得る情報であるため (条例第7条第2号該当)	
415	3月30日	第5次としま男女共同参画推進プラン にかかると意識・実態調査及び計画策 定支援業務委託 募集要項	公開	閲覧		男女平等推進センター
	4月13日					
415	3月30日	1. 第3次豊島区配偶者等暴力防止基 本計画ワーキンググループ(第1回 令和3年1月14日、第2回 令和3年1月 27日 第3回 令和3年2月8日)に関 する文書 2. 第2次豊島区女性活躍推進計画 ワーキンググループ(第1回 令和3 年1月14日、第2回 令和3年1月27 日、第3回 令和3年2月8日)に関す る文書	非公開	閲覧	請求対象文書全て 既公開文書であるため (条例第2条第1項第2号該当)	男女平等推進センター
	4月13日					

Ⅲ 個人情報保護制度の実施状況(令和4年4月～令和5年3月)

1 個人情報ファイル登録等の状況(平成5年3月31日現在)

実施機関	個人情報ファイル登録票	外部委託登録票	目的外利用記録票	外部提供記録票
区 長	795	274	180	245
政 策 経 営 部	31	6		2
総 務 部	50	22	12	20
区 民 部	93	32	15	49
文 化 商 工 部	55	5	4	9
環 境 清 掃 部	36	2		2
保 健 福 祉 部	290	159	90	134
子 ども 家 庭 部	94	9	44	16
都 市 整 備 部	144	38	15	12
会 計 管 理 室	2	1		1
教 育 部	96	20	10	7
選 挙 管 理 委 員 会	6	2		7
監 査 委 員				1
合 計	897	296	190	260

2 審議会諮問・答申状況

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第1回] 5/19(木)	<p>[4 諮問第1号] オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合</p> <p>[4 諮問第2号] 児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル189を含む）受付業務委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第3号] 新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について</p> <p>[4 諮問第4号] ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[4 諮問第5号] 令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置</p>	5月19日	<p>[2 答申第1号] オンラインによる証明書の申請及び転出届に係る電子計算機の結合</p> <p>[2 答申第2号] 児童相談所における夜間・休日電話相談（全国共通ダイヤル189を含む）受付業務委託に係る措置</p> <p>[2 答申第3号] 新型コロナウイルス等に係る給付金に関する諮問について</p> <p>[2 答申第4号] ヤングケアラー実態調査事業に係る個人情報の目的外利用</p> <p>[2 答申第5号] 令和4年度ヤングケアラー実態調査に関する調査委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p>
[第2回] 7/27(水)	<p>[4 諮問第6号] インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合</p> <p>[4 諮問第7号] インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第8号] 被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>[4 諮問第13号] 児童相談所 一時保護所における食事提供業務委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第14号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更</p> <p>[4 諮問第15号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置</p> <p>[4 諮問第9号] 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供</p>	7月27日	<p>[4 答申第6号] インターネット仮想用ユーザIDの登録における電子計算機の結合</p> <p>[4 答申第7号] インターネット閲覧用仮想環境の構築、運用保守委託に係る措置</p> <p>[4 答申第8号] 被災者生活再建支援システムに係るクラウドサービスの利用における電子計算機の結合</p> <p>[4 答申第13号] 児童相談所 一時保護所における食事提供業務委託に係る措置</p> <p>[4 答申第14号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に係る個人情報の電算処理の項目変更</p> <p>[4 答申第15号] 教職員出退勤管理システム機能拡張に伴う保守業務の委託に係る措置</p> <p>【上記事項について承認】</p> <p>[4 答申第9号] 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明に係る個人情報の外部提供</p> <p>【上記事項について取下げ】</p>

諮問・報告 開催月日	諮問事項	答申月日	答申内容
[第2回] 7/27(水)	[4 諮問第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 諮問第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 諮問第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置	7月27日	[4 答申第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 答申第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 答申第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置 【上記事項について継続審議】
[第3回] 9/8(木)	[4 諮問第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 諮問第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 諮問第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置 [4 諮問第16号] 児童相談所における弁護士業務委託に係る措置 [4 諮問第17号] 公園内防犯カメラ映像の電子計算機の結合	9月8日	[4 答申第10号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の外部提供に係る措置 [4 答申第11号] 児童相談所における里親支援業務における個人情報の電子計算機の結合（総合行政ネットワークLGWAN掲示板の活用）に係る措置 [4 答申第12号] 児童相談所における里親支援業務（里親の普及啓発、開拓、研修、支援等）の委託に係る措置 [4 答申第16号] 児童相談所における弁護士業務委託に係る措置 [4 諮問第17号] 東京都「次世代ウェルネスソリューション構築事業」のモデル事業実施に係る保有個人情報の外部提供 【上記事項について承認】
[第4回] 12/8(木)	[4 諮問第18号] 特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合 [4 諮問第19号] 児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について	12月8日	[4 答申第18号] 特別区職員互助組合総合管理システムとの電子計算機の結合 [4 諮問第19号] 児童相談所における電子計算機のオンライン結合（要保護児童等に関する情報共有システム）による個人情報の提供・収集について 【上記事項について承認】
[第5回] 2/2(木)	[4 諮問第20号] e-GOVサイトとの電子計算機の結合	2月2日	[2 答申第27号] e-GOVサイトとの電子計算機の結合 【上記事項について承認】

3 保有個人情報等の開示、訂正、削除、利用又は提供の中止請求の処理状況

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	74	34	38	9 (8)		11	70	
訂正	1			1		/		
削除								
中止								

※受付件数と決定内容の合計数が異なるのは、1件の受付で複数の開示決定がなされたものがあったため

(第1四半期 4月～6月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	26	10	15	2 (2)		1	26	
訂正						/		
削除								
中止								

(第2四半期 7月～9月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	13	5	7	1		1	12	
訂正						/		
削除								
中止								

(第3四半期 10月～12月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	21	11	12	3 (3)		5	21	
訂正						/		
削除								
中止								

(第4四半期 1月～3月)

請求区分	受付	決定内容				開示方法		
		応じる		応じられない (不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
		全部	一部					
開示	14	8	4	3 (3)		4	11	
訂正	1			1		/		
削除								
中止								

(1) 実施機関別内訳

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	72	33	37	9 (8)		11	68	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	6	2	3	1 (1)		2	4	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
区民部	開示	15	11	1	5 (5)		5	12	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	42	19	22	3 (2)		2	42	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	10	1	11			2	10	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示	2	1	1				2	
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	74	34	38	9 (8)		11	70	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								

※受付の合計数が内訳の合計数より1件少ないのは、1件の受付で複数の部局へ請求がされたため

(第1四半期 4月～6月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	26	10	15	2 (2)		1	26	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	3		3				3	
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	6	4		2 (2)		1	5	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	15	6	9				15	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	2		3				3	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	26	10	15	2 (2)		1	26	
	訂正								
	削除								
	中止								

(第2四半期 7月～9月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	13	5	7	1		1	12	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	2	2				1	1	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	10	3	6	1			10	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	1		1				1	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	13	5	7	1		1	12	
	訂正								
	削除								
	中止								

(第3四半期 10月～12月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	19	10	11	3 (3)		5	19	
	訂正								
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	2	1		1 (1)		1	1	
	訂正								
	削除								
	中止								
区民部	開示	3	3	1	1 (1)		3	2	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	10	5	5	1 (1)		1	10	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	5	1	5				6	
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示	2	1	1				2	
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	21	11	12	3 (3)		5	21	
	訂正								
	削除								
	中止								

※受付の合計数が内訳の合計数より1件少ないのは、1件の受付で複数の部局へ請求がされたため

(第4四半期 1月～3月)

実施機関	請求区分	受付	処理状況				開示方法		
			応じる		応じられない (うち不存在)	取下げ	閲覧	写しの 交付	視聴
			全部	一部					
区 長	開示	14	8	4	3 (3)		4	11	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
政策経営部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
総務部	開示	1	1				1		
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								
区民部	開示	4	2		2 (2)			4	
	訂正								
	削除								
	中止								
文化商工部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
環境清掃部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
保健福祉部	開示	7	5	2	1 (1)		1	7	
	訂正								
	削除								
	中止								
子ども家庭部	開示	2		2			2		
	訂正								
	削除								
	中止								
都市整備部	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
会計管理室	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
教育委員会	開示								
	訂正								
	削除								
	中止								
合 計	開示	14	8	4	3 (3)		4	11	
	訂正	1			1				
	削除								
	中止								

(2) 開示請求内容別内訳

第1四半期（4月～6月）

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
1	4月1日	令和2年6月から現在までの男女平等推進センターにおける電話相談の記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②評価に関する情報 ③調査・照会に関する情報	男女平等推進センター
	4月13日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号相当) ③取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
2	4月1日	令和2年6月3日から現在までの男女平等推進センターにおける電話相談の記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②評価に関する情報 ③調査・照会に関する情報	男女平等推進センター
	4月13日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号相当) ③取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
3	4月4日	令和2年7月から現在までの住民票の写し発行履歴	開示	写し		総合窓口課
	4月11日					
4	4月4日	亡き母の要介護認定開始時から最後まで の介護認定調査票及び医師の意見書 認知症状の出現から最後まで の状態及び要介護度がわかる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	4月18日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
5	4月4日	亡き母の令和3年1月1日から4月18日 までの被保険者等給付実績台帳	開示	写し		介護保険課
	4月11日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
6	4月5日	印鑑登録時から現在までの印鑑登録の管理記録及び抹消の記録	非開示	閲覧	不存在	総合窓口課
	4月19日					
7	4月6日	被後見人の令和3年8月から令和4年2月までの高額介護(予防)サービス支給決定通知書及び被保険者給付実績台帳	開示	写し		介護保険課
	4月14日					
8	4月7日	義兄の生活福祉課にあるケース記録未支給又は未返還金の有無とその金額、電話番号、生活保護費の振込先口座、租税及び一般債務の有無とその内容、自動車・バイク等の所持に関わる資料、本人が死亡したことを区が知った時期と経緯	一部開示	写し	第三者情報	生活福祉課
	4月21日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
9	4月11日	亡き父の認定を受けた時から現在までの介護保険・要介護認定・要支援認定等結果通知書	開示	写し		介護保険課
	4月12日					
10	4月13日	亡き姉の平成28年4月以降の障害福祉に関する記録	一部開示	写し	①通報等に関する情報 ②第三者情報 ③虐待の判断の過程や判断の材料等に関する情報、成年後見申立て及び審判結果	障害福祉課
	5月26日				①法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣、東京都知事その他国若しくは東京都の機関の要求若しくは指示により、開示することができないと認められるため (条例第18条第1号該当) ②開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
11	4月13日	亡き姉の平成28年4月以降の生活保護に関する記録	一部開示	写し	①第三者の情報 ②調査・照会に関する情報	生活福祉課
	4月27日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
12	4月14日	令和4年の転入時から現在までの住民票の発行及び閲覧履歴	開示	写し		総合窓口課
	4月22日					
13	4月15日	家賃扶助が2人世帯分支給されるべきところ誤って1人世帯分支給されていた期間及びその期間における未給付額の分かる資料 令和4年4月14日に行った面談の際に提示されたメモ（5月末日に支給される金額残金19万円台が記載された手書きのメモ）	一部開示	写し	面談時のメモ	生活福祉課
	4月27日				不存在	
14	4月25日	令和元年8月1日付け開示を受けて以降のエポック10での一般相談及びDV相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②相談記録のうち評価等に関わる部分	男女平等推進センター
	4月28日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号相当)	
15	5月10日	亡き母の介護認定調査票等、主治医意見書等及び介護度とその時の症状のわかる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	5月25日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
16	5月11日	亡き父の平成30年6月18日時点の要介護度の分かる資料	開示	写し		介護保険課
	5月16日					
17	5月12日	亡き父の平成25年11月から29年11月までの介護保険認定調査票、主治医意見書、認定結果通知、その他提出された全ての資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	5月25日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
18	5月18日	平成18年3月から23年3月までの印鑑登録証明書の発行履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	5月25日					
19	5月23日	令和4年2月9日付けでした精神保健福祉手帳申請の添付書類である診断書	開示	写し		長崎健康相談所
	5月26日					
20	5月24日	亡き母の平成28年1月以降の介護認定審査会資料一式（主治医意見書）	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	6月7日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
21	5月25日	委任者の令和2年から現在までの要介護認定結果通知	開示	写し		介護保険課
	6月7日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
22	6月2日	令和3年11月から現在までの「子育て支援課」と「東部子ども家庭支援センター」での子育て相談と女性相談に関する相談記録	一部開示	写し	第三者情報	子育て支援課
	6月6日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
	6月2日		一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	6月29日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
23	6月20日	相談開始から現在までの子ども家庭支援センターでの相談記録	一部開示	写し	①法人等の情報 ②評価等に関する情報 ③調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	6月29日				①区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
24	6月23日 7月4日	令和元年10月5日から現在までの住民票発行履歴	開示	写し		総合窓口課
25	6月23日 7月4日	令和3年12月から令和4年1月までの住民票の写し及び印鑑証明書の発行履歴	開示	写し		総合窓口課

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
26	6月24日	委任者の介護認定時から現在までの 主治医意見書及び認定調査書	一部 開示	写し	第三者情報	介護保険課
	7月20日				開示請求者以外の者に関する 保有個人情報等を漏らすこと になるため (条例第18条第2号該当)	

(2) 開示請求内容別内訳

第2四半期(7月~9月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
27	7月13日	相談開始から現在までの東部子ども家庭支援センターでの相談記録	一部開示	写し	①法人等の情報 ②評価等に関する情報 ③調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	8月1日				①区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
28	7月19日	委任者の介護保険認定度が2から4になった時の主治医意見書及び認定調査票	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月2日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
29	7月20日	委任者の令和4年5月27日に認定されたときの認定調査票	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月3日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
30	7月22日	亡き母の直近の要介護度がわかる資料(要介護度決定通知書)	開示	写し		介護保険課
	7月27日					
31	7月26日	亡き母の平成24年から死亡までの認定調査票、主治医意見書、認定結果通知	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月23日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
32	7月27日	令和4年7月23日から現在までの住民票の写しの発行履歴	開示	閲覧		総合窓口課
	7月28日					
33	7月29日	亡き父の介護認定開始時から死亡までの要介護度がわかる資料	開示	写し		介護保険課
	8月12日					
34	8月10日	亡き母が平成29年と令和元年に要介護認定を受けた際の認知機能検査シート(記入済)、主治医意見書及び医師名もしくは医師所属名の分かる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	8月24日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
35	8月17日	令和3年1月1日から令和4年8月17日までの印鑑登録証明書の発行履歴（改印を令和4年7月1日に行っているため、改印前の発行履歴も含む）	開示	写し		総合窓口課
	8月30日					
36	8月30日	被後見人の亡き母の令和2年度及び令和3年度の介護保険認定情報のうち、認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果の分かる資料 令和2年1月から令和3年6月までの介護保険被保険者給付実施台帳（サービス業者名、給付内容などの分かる資料）	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	9月13日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
37	9月7日	亡き母の平成30年9月25日から令和3年12月6日までの介護保険給付台帳など介護保険の利用状況のわかる資料	開示	写し		介護保険課
	9月8日					
38	9月13日	亡き父の介護保険に関する書類のうち要介護認定・要支援認定申請書及び区分変更申請書	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	10月7日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
39	9月22日	委任者の令和4年9月6日に介護認定された時の認定調査票	非開示	写し	本人の代理人又は遺族による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の意思に反し、又は本人の権利利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第4号該当)	介護保険課
	11月7日					

(2) 開示請求内容別内訳

第3四半期(10月~12月)

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
40	10月3日	令和3年11月ごろに男女平等推進センターで行った夫のモラハラに関する相談記録 子ども家庭支援センターで行った子の父からのモラハラ及び子への教育虐待に関する相談記録のうち初回分子育て支援課女性相談での夫のモラハラ及び離婚に向けての相談記録のうち初回分	開示	写し		男女平等推進センター
	10月11日					
	10月3日		一部開示	写し	評価・判定に関する情報 個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であつて、本人に開示しないことが相当であると認められるため(条例第18条第5号該当)	子ども家庭支援センター
	10月11日					
	10月3日					
	10月13日		一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため(条例第18条第2号該当)	子育て支援課
41	10月3日	亡き母の主治医意見書及び令和3年12月1日から令和4年7月30日までの被保険者給付実績台帳	一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため(条例第18条第2号該当)	介護保険課
	10月17日					
42	10月3日	亡き母の要介護度がわかる資料及び認定調査票	一部開示	閲覧	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため(条例第18条第2号該当)	介護保険課
	10月17日					
43	10月5日	平成27年4月27日に生活福祉課あてにFAX送信した書面	開示	写し		生活福祉課
	10月17日					
44	10月5日	平成29年4月22日に生活福祉課あてにFAX送信した書面	開示	写し		生活福祉課
	10月17日					
45	10月5日	平成30年4月17日に生活福祉課あてにFAX送信した書面	開示	写し		生活福祉課
	10月17日					
46	10月18日	令和3年7月15日から令和3年10月21日までの女性相談及び家庭相談の相談記録	開示	写し		子育て支援課
	10月25日					
47	10月27日	委任者の令和3年12月に池袋保健所に提出した、小児慢性特定疾病医療受給者証更新に関する書類のうち、病院が作成した医療意見書	開示	写し		健康推進課
	11月4日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
48	11月10日	令和4年6月1日から令和4年11月10日までの戸籍謄本・抄本の発行の日付が分かる資料及び交付申請書	開示	写し		総合窓口課
	11月17日					
	11月10日		一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
	11月17日					
49	11月11日	委任者の現在から3か月前までの介護保険認定情報のうち、認定調査票、主治医意見書、サービス利用票	一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	11月25日					
50	11月15日	平成26年から現在までの東部子ども家庭支援センターにおける相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③評価・判定に関する情報 ④調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	12月9日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ④取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
51	11月15日	親権を持つ子の平成26年から現在までの東部子ども家庭支援センターにおける相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③本人の権利利益を不当に害する情報 ④評価・判定に関する情報 ⑤調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター
	12月9日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③本人の代理人又は遺族による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の意思に反し、又は本人の権利利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第4号該当) ④個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ⑤取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課	
	決定日				非開示理由		
52	11月15日	親権を持つ子の平成26年から現在までの東部子ども家庭支援センターにおける相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②法人等の情報 ③本人の権利利益を不当に害する情報 ④評価・判定に関する情報 ⑤調査、照会に関する情報	子ども家庭支援センター	
	12月9日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②区、国、他の地方公共団体及び開示請求者以外の権利・利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第3号該当) ③本人の代理人又は遺族による開示請求がなされた場合であって、開示することが本人の意思に反し、又は本人の権利利益を不当に害すると認められるため (条例第18条第4号該当) ④個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ⑤取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)		
53	11月15日	令和4年7月7日契約の高南保育園改築に伴う基本・実施・解体他設計業務請負の資料のうち私の名前のあるもの	非開示	閲覧	不存在	施設整備課	
	11月22日						
54	11月17日	被後見人の亡き母の平成26年6月2日認定分及びそれ以前の認定に係る介護保険認定情報のうち、認定調査票、主治医意見書、要介護認定結果の分かる資料 平成20年11月から平成21年11月までの介護保険被保険者給付実施台帳(サービス業者名、給付内容などの分かる資料)	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課	
	12月1日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)		
	11月17日		非開示	写し	不存在		
	12月1日						
55	11月22日	令和4年11月17日付け要介護認定・要支援認定結果に係る認定調査票及び主治医意見書	開示	写し		介護保険課	
	12月6日						
56	12月1日	令和3年から現在までの戸籍謄本、住民票の写しの発行及び閲覧履歴	開示	閲覧		総合窓口課	
	12月6日						
	12月1日		非開示	閲覧	不存在		
	12月6日						

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
57	12月2日	委任者の直近の介護認定の時の認定調査票及び主治医意見書	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	12月28日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
58	12月8日	令和4年2月から現在までの住民票の写しの発行履歴	開示	閲覧		総合窓口課
	12月19日					
59	12月13日	平成27年から平成31年までの就学相談、教育相談、その他教育センターで行った相談記録	一部開示	写し	①第三者情報 ②協議に関する情報	教育センター
	12月27日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当)	
60	12月13日	親権を持つ子の平成27年から平成31年までの就学相談、教育相談、その他教育センターで行った相談記録	開示	写し		教育センター
	12月27日					

(2) 開示請求内容別内訳

第4四半期（1月～3月）

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
61	1月6日	令和3年12月13日に長崎健康相談所に福祉手帳の申請を行った時の提出書類のうちの診断書	開示	写し		長崎健康相談所
	1月11日					
62	1月30日	平成31年1月から現在までの印鑑証明書発行履歴	開示	写し		総合窓口課
	2月1日					
63	2月2日	亡き母の介護保険認定当初の認定調査票、主治医意見書及び要介護認定結果の分かる資料	一部開示	写し	第三者情報 開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	介護保険課
	2月10日					
64	2月9日	児童相談所の記録のうち記録開始から養育権が東京都に移るまでの全ての記録	一部開示	閲覧	①請求者以外の個人情報に関する部分②他機関との連絡調整に関する部分③裁判内容に関する部分、行政機関内部の意思決定に関する部分 ①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	児童相談課
	6月30日					
65	2月9日	現在から5年前までの戸籍謄本及び住民票の写しの発行履歴	開示	写し		総合窓口課
	2月16日					
66	2月17日	防災危機管理課に対して職員の対応について苦情を申し立てた内容のわかる資料	開示	閲覧		防災危機管理課
	2月21日					
67	2月27日	委任者の直近の主治医意見書及び認定調査票	開示	写し		介護保険課
	3月13日					
68	3月1日	委任者の直近の認定調査票	開示	写し		介護保険課
	3月9日					

No.	受付日	請求内容	決定内容	開示方法	非開示部分	担当課
	決定日				非開示理由	
69	3月2日	児童相談所の記録のうち養育に関する裁判所の決定が下った日から措置解除までの全ての記録	一部開示	閲覧	①請求者以外の個人情報に関する部分②他機関との連絡調整に関する部分③裁判内容に関する部分、行政機関内部の意思決定に関する部分	児童相談課
	6月30日				①開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当) ②個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する保有個人情報等であって、本人に開示しないことが相当であると認められるため (条例第18条第5号該当) ③取締り、調査、交渉、照会、争訟等に関する保有個人情報等であって、開示することにより業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため (条例第18条第6号該当)	
70	3月3日	亡き母が平成28年に要介護認定を受けた時の認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項）及び平成23年から27年間の認定調査票及び認定介護度のわかる資料	一部開示	写し	第三者情報	介護保険課
	3月17日				開示請求者以外の者に関する保有個人情報等を漏らすことになるため (条例第18条第2号該当)	
	3月3日		非開示	写し	不存在	
	3月17日					
71	3月7日	亡き祖父の要介護認定時から死亡までの介護保険被保険者給付実績台帳	開示	写し		介護保険課
	3月8日					
72	3月7日	令和4年11月26日から令和5年2月28日までの戸籍の附表の閲覧及び発行履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	3月17日					
73	3月8日	令和4年12月1日から令和5年3月8日までの住民票の写し及び住民票の除票の写しの発行履歴	非開示	写し	不存在	総合窓口課
	3月20日					
74	3月10日	平成30年3月から平成31年4月までに生活福祉課へ提出した収入申告書	開示	閲覧		生活福祉課
	3月23日					

(3) 訂正、削除、利用又は提供の中止請求別内容内訳

訂 正

No.	受付日	請 求 内 容	決定 内容	請求の全部または一部に 応じられない理由	担当課
	決定日				
1	3月10日	4 豊総防発第1540号において開示された情報のうち私の意見が削除・役所に都合よく書き換えている内容全て	応じられない	具体的な訂正箇所の指定がなく、また当該訂正請求等の理由が正当であることを証明するために必要な書類の添付がないため	防災危機管理課
	3月31日				

削除、利用及び提供の中止請求については、該当なし

令和4年度 行政情報公開・
個人情報保護制度の実施状況

令和5年（2023年）6月 発行

豊島区 政策経営部 区民相談課
171-8422 豊島区南池袋二丁目45番1号
電話 03-3981-4404

保有個人情報の漏えい等（令和5年4月1日～令和5年6月30日）

事由	発生日	担当課	概要	保有個人情報の項目	本人の数	原因	二次被害の有無	本人への対応	公表の実施	再発防止措置
漏えい	5/16	地域保健課	発送物宛名シールに、別世帯の構成員1名の名前を誤記	氏名	47	誤作業により別世帯構成員との2名分で1枚の宛名シールが印刷され、封筒への貼付時等にも確認が不足した	なし	お詫び文の発送	なし	手作業による名寄せでの宛名シール作成を行わない
漏えい	5/17	保健予防課	通知書の誤封入	氏名、感染症に係る接種費用支給額	2	通知書送付時にダブルチェックを行わなかった	なし	対象者に電話でお詫びし、正しい通知書を送付時に誤送付分の返信用封筒を同封し回収	なし	ダブルチェックの徹底
滅失	5/22	生活福祉課	本人からの開示請求により、保護申請時に記入し提出した保護申請書、収入無収入申告書、資産申告書の滅失が判明	申請書等記載内容	1	保管する際に抜け落ちたか、その後、他の案件を処理するために参照する際に抜け落ちたかが考えられるが、原因は特定できない	なし	保有個人情報開示請求の開示決定通知書にて「不存在」として6月5日に通知	なし	重要書類についてはキャビネット等に収納（保管）する際に確認を徹底することを再確認
漏えい	5/23	国民健康保険課	国保受給者証の誤送付	国保受給者証（精神通院）に記載されている負担者番号、氏名、住所、生年月日、月額自己負担上限額、医療機関名、医療機関住所、薬局名、薬局住所	2	通知書送付時にダブルチェックを行ったものの見落としがあった	なし	対象者に状況を説明し誤った受給者証を回収、正しいものを交付	なし	ダブルチェックを徹底するとともに、チェック方法のマニュアル化を行う

漏えい	5/24	健康推進課	自立支援受給者証の誤送付	自立支援受給者証に記載されている氏名、生年月日、住所、受給者番号、証有効期間、月額自己負担上限額、指定医療機関名及び所在地	5	委託事業者による封入・発送時のチェック体制が不十分であった	なし	対象者に状況を説明し誤った受給者証を回収、正しいものを交付	なし	委託事業者に対し、個人情報管理や情報セキュリティ対策の徹底を指導するとともに、取組み内容を定期的に確認し、委託事業者に対する監督を強化
-----	------	-------	--------------	---	---	-------------------------------	----	-------------------------------	----	---

2023年度

管理職・情報化推進員対象

個人情報 の 適正 な 取扱い と 情報 セキュリティ 研修

(1) 個人情報 の 適正 な 取扱い 政策経営部 区民相談課

(2) DX時代の管理監督者として
知っておくべきセキュリティの基礎知識

政策経営部 情報管理課

(1) 個人情報の適正な取扱い

2

個人情報の適正な取扱いのための研修資料 (保護管理者・保護担当者編)

令和5年2月

個人情報保護委員会事務局

監視・監督室

はじめに

個人情報保護事務の手引き（以下「手引き」という。）P.107に掲載した「2-8（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」によれば、

- 統括保護管理者（政策経営部長） 施行条例施行規則第4条：総括個人情報保護管理者
- 保護管理者（各所管課長） 施行条例施行規則第3条：個人情報保護管理責任者
- 保護担当者（各課情報化推進員） 施行条例施行規則第5条：個人情報保護担当者
- 監査責任者（政策経営部長） 施行条例施行規則第6条：個人情報監査責任者

を置くこととされています。このうち保護管理者及び保護担当者には、総括保護管理者が、課室等の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的の実施することとされています。

本資料は当該教育研修の一助となるよう個人情報保護委員会が作成したものです。

各課において、本資料等を用いた必要十分な教育研修が実施され、個人情報が適切に取り扱われることを期待します。

保護管理者及び保護担当者も、別途用意されている「個人情報の適正な取扱いのための研修資料」の内容を理解していることが前提となりますので、そちらのeラーニング研修「個人情報保護法（全職員用）」も受講するようお願いいたします。

※ 本研修資料は個人情報保護委員会が作成したものを区民相談課において編集しています。

保護管理者の役割とは



「保護管理者」は、保有個人情報を取り扱う各課室等に1人置かれ、課室の責任者として様々な事柄を監督します。



情報システム室等



事務マニュアル等



委託先



利用端末



廃棄



書類等の管理



執務室等



書類等の持ち運び



保護管理者

保護管理者の役割とは

次の事項に留意して、課室の保有個人情報の適切な管理の確保に努めてください。

情報システム

- 情報システムのアクセス制御及び異動等を踏まえて適時パスワードの見直しを行っているか
- 保有個人情報取扱職員以外に保有個人情報へのアクセス権を付与していないか
- 人事異動等の都度、アクセス権の追加・削除とその確認を行っているか
- 保有個人情報の複製等を行った場合、処理終了後、速やかに情報は消去されているか
- 保有個人情報の重要度に応じて、定期的なバックアップや分散保管等の措置は行われているか
- 導入しているソフトウェアは常に最新の状態に保たれているか
- 情報システムの業務外利用等が行われていないか確認するために、ログを定期的に分析・確認しているか



etc

事務マニュアル等

- 保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限は適切か
- 人事異動や臨時職員雇用の都度、アクセス権を持つ職員の指定が行われているか
- 事務マニュアルを適宜見直し、必要に応じて改訂等を行っているか
- 保有個人情報の漏えい等が発生した場合の報告体制を整備し、部署内へ周知しているか

etc

保護管理者の役割とは

教育研修



- 課室内職員に対して教育研修への参加の呼びかけや受講状況の管理等を行っているか etc

委託先

- 委託先の安全管理措置の状況を確認し、適切に選定しているか
- 再委託をする場合、再委託先の安全管理措置の状況を確認しているか
- 委託先の個人情報の管理状況等について、原則として年1回以上実地検査により確認しているか etc



利用端末



- 端末の盗難・紛失を防止するために、端末の固定、執務室の施錠等を行っているか
- 端末の持ち出し・持ち込みの管理を行っているか etc

廃棄

- 保存期間を経過した保有個人情報を含む書類・電子媒体は、速やかに廃棄しているか
- 復元不可能な方法でデータの削除や書類・電子媒体の廃棄を行っているか
- 削除・廃棄を委託した場合は、証明書等により廃棄の事実を確認しているか etc



保護管理者の役割とは



書類等の管理

- 許可した電子媒体以外の使用や端末への接続を制限しているか
- 書類・電子媒体は定められた場所に保管されており、秘匿性の高いものは金庫等に保管してあるか
- 秘匿性の高い個人情報を含む書類・電子媒体の利用及び保管等の記録を残しているか
- 誤廃棄が起こらないよう保存書類と廃棄書類を分けて保管するようにしているか
- 課室内の保有個人情報の記録媒体、保管方法等について、定期的に点検を実施しているか etc

書類等の持ち運び

- 電子媒体を持ち出す場合は、データにパスワードの設定を行っているか
- 誤送付や誤送信を防止するための複数の職員による確認等の防止措置は確実に行われているか etc



情報システム室等

- 情報システム室等の入退室管理、記録媒体等の持ち込み制限等措置を行っているか
- 部外者が入る場合の立会い・監視設備の設置等が行われているか
- 外部侵入に備え、情報システム室等の施錠措置等が行われているか etc

保護担当者の役割とは

- 保護担当者は、保有個人情報を取り扱う各課室等に、1人又は複数人、保護管理者の指定によって置かれます。
 - 保護担当者は保護管理者を補佐し、各課室等における保有個人情報の管理に関する事務を担当します。
- これまで示してきたように、保護管理者の管理範囲は幅広く、全てを1人の保護管理者のみで管理することが困難なことも想定されます。保護担当者を複数人指定し、実質的な管理事務を分担していくことが現実的な選択となることが多いでしょう。



保護管理者と保護担当者が連携を取り、保有個人情報とそれを取り扱う職員を適切に管理することが、非常に重要です。

総括保護管理者・監査責任者とは

「総括保護管理者」

個人情報保護事務の手引き2-3-3 (P57)

各行政機関等に1人置かれ、行政機関の長等を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を総括します。具体的な役割は以下のとおりです。

- 保護管理者、保護担当者、情報システムの管理運用者及び保有個人情報取扱職員に対する教育研修の実施
- 保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整を行うための委員会の設置及び開催
- 監査責任者の実施する監査の結果や、保護管理者が実施する点検の結果の報告を受け、保有個人情報の管理状況を評価し、必要に応じて見直します。

「監査責任者」

各行政機関等に1人置かれ、保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を実施します。監査は外部に委託することもできます。

教育研修について

教育研修の種類

手引き108ページに記載のとおり、総括保護責任者は以下の教育研修を実施することになっています。

個人情報保護事務の手引き2-8-3 (P108)

- 保有個人情報取扱職員（派遣労働者を含む）
→保有個人情報の取扱について理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発及び教育研修
- 保有個人情報を取り扱う情報システムを管理する職員
→情報システムの管理・運用及びセキュリティ対策に関する教育研修
- 保護管理者及び保護担当者
→保有個人情報の適切な管理のための定期的な教育研修

保護管理者の責務

保護管理者は、当該課室等の職員が総括保護管理者が実施する教育研修へ参加できるよう、必要な措置を講ずることが定められています。

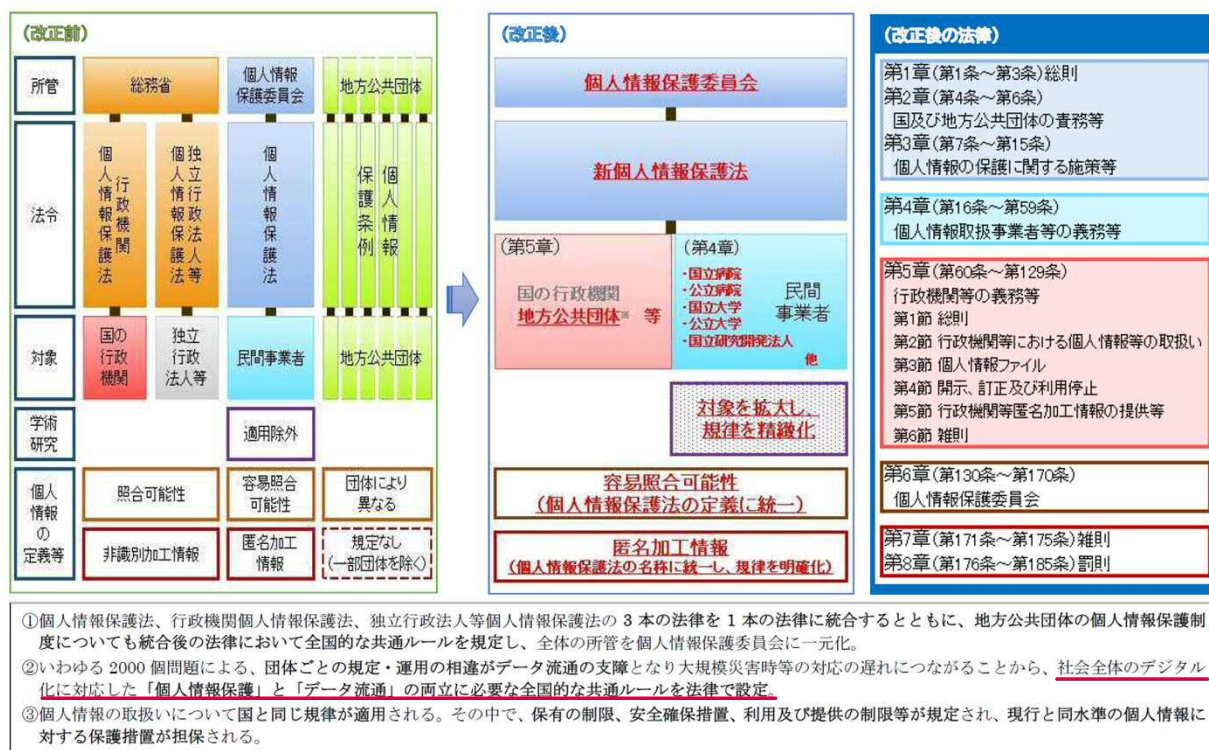
受講いただきありがとうございました。

(2) DX時代の管理監督者として
知っておくべきセキュリティの基礎知識 に続きます。



1. 背景：DX時代の到来とデータ流通(利活用)

■個人情報保護法改正の余波①



…社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立



“保護”と“利活用”が両立できるようにするための改正

DX時代においては、データは流通させるもの(→常識が変わった)

1. 背景：DX時代の到来とデータ流通(利活用)

■個人情報保護法改正の余波②

	現行条例	改正法
個人情報の取扱い	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、審議会等への諮問を規定	個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない (ガイドライン9-4)
収集	予め目的を明確にし、必要最小限の範囲で適法・公正な手段で収集すると規定	64条(適正な取得)、61条(個人情報の保有の制限等)により条例と同等の内容を規定
収集禁止事項の収集	思想、信条等の情報を「収集禁止事項」として規定(例外規定あり)	2条3項で要配慮個人情報を定義しているが、収集禁止事項の規定なし
本人以外からの収集	本人からの個人情報の直接収集を規定(例外規定あり)	同様の規定なし
利用・提供制限 (目的外利用・外部提供)	保有個人情報の適正利用を規定し、目的外利用・外部提供の禁止を規定 例外規定[本人同意、法令等、生命・身体保護、審議会諮問(公益上特に必要)など]	69条では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供してはならないと規定 例外規定[本人同意・本人提供、相当の理由のある行政機関内部利用、提供する他の行政機関等における相当の理由、統計の作成又は学術研究、本人の利益、特別の理由]
電算処理	電算処理の項目変更には審議会諮問が要件(例外規定あり) 収集禁止事項の電算処理の禁止(例外規定あり) 区以外の電子計算機との結合を禁止(例外規定あり)	規定なし 66条(安全管理措置):サイバーセキュリティ対策基準等を参考にした適切な水準の確保(ガイドライン)など
業務委託に関する措置	業務委託するときは受託者に取り扱うことができる個人情報の範囲・取扱方法の制限を付し、安全確保の措置を講ずる義務を課す。この制限を課すには審議会諮問が必要(法令等の定めによる例外規定)	66条(安全管理措置)により、受託者、受託業務について、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずることを規定

(今までは)
個人情報保護について、専門家に
諮問できた(判断の裏付けができた)



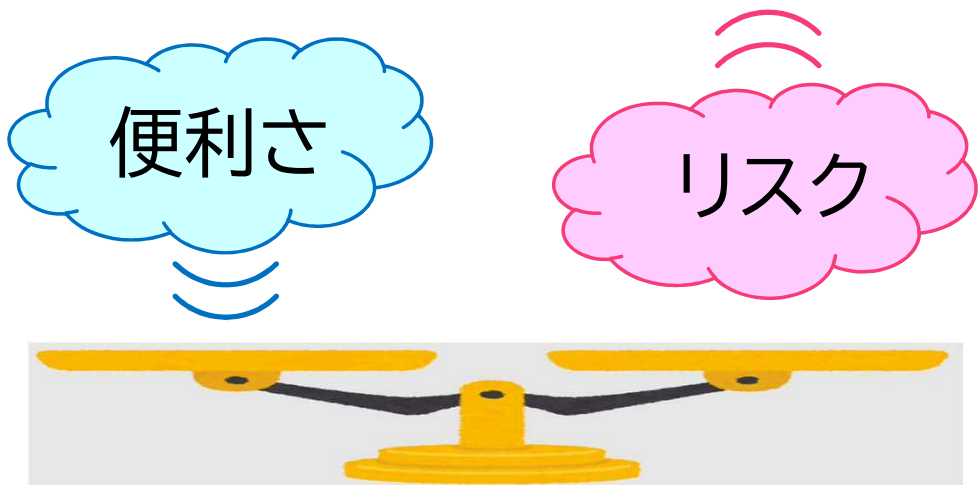
(今後は)
個人情報の適正利用や新規利活用(事業)について、**各課長が判断しなければならない**



より個人情報保護・セキュリティについて熟知する必要がある

1. 結論：DX時代の到来とデータ流通(利活用)

- (例)
- ・自宅でも職場のシステムにオンラインでつながる。
 - ・全職員の予定が分かる。
 - ・即時に予定を抑えられる。
 - ・スマホから予定表が見れる。
- etc



- (例)
- ・テレワークシステムが攻撃され秘密情報が盗まれた。
 - ・職員の予定や個人情報が他の職員やSNSから漏れた。
 - ・スマホから個人情報その他重要情報ファイルが流出。
- etc

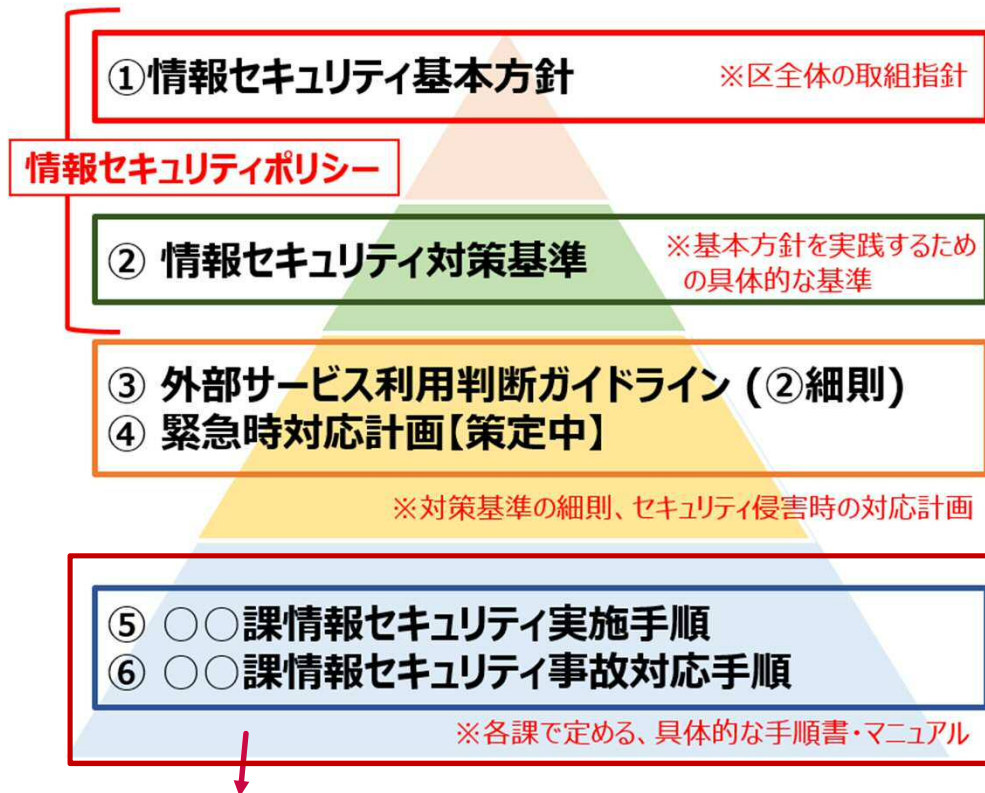
・「便利さ」と「セキュリティリスク」は、**トレードオフの関係**にあります。

- ・ 利便性を求める ...リスク↑ (Up) 、セキュリティレベル↘ (Down)
- ・ リスクを負わない...利便性↘ (Down) 、セキュリティレベル→ (Level)

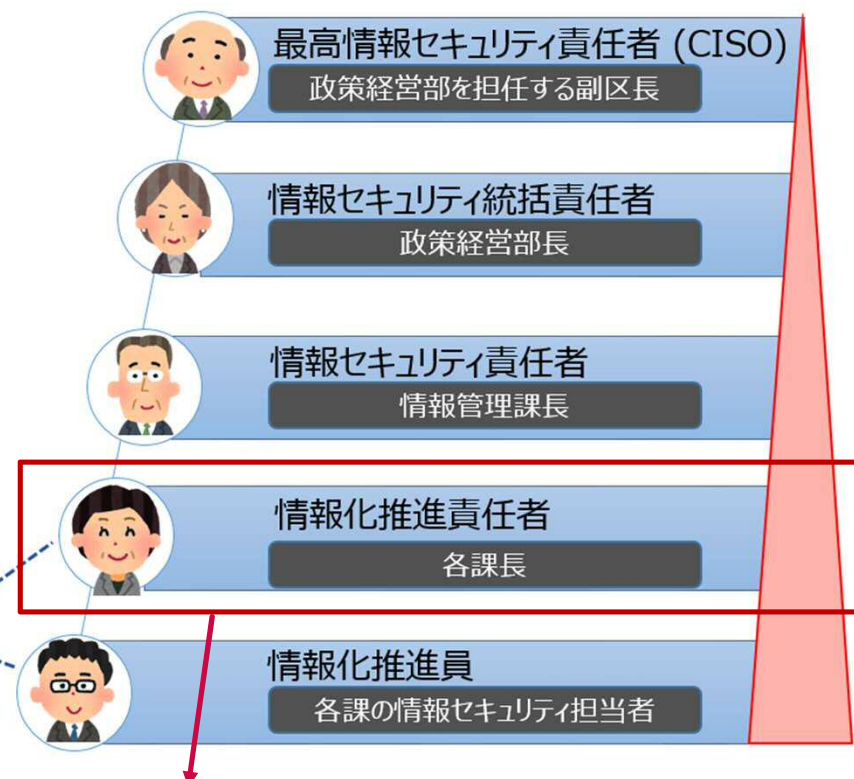
👉 課長が、リスクと利便性を考慮したうえで、利活用を進めましょう

(参考)セキュリティポリシー(ルール)の体系・体制

▼情報セキュリティポリシー等の体系



▼情報セキュリティ体制



- 細かい運用ルールは、各課で作成する「**情報セキュリティ実施手順**」に記載し、各課でメンテナンスする。メンテナンスは、情報化推進責任者の責務。
- 事故発生時は、「リスクマネジメント指針・体制」に基づき、迅速に報告・対処する。

■これ以降は、「スライド14:結論」
の詳細説明となります。

2. データ流通(利活用)の事例から

■台湾デジタル大臣オードリー・タン氏のコメント(2022年)

- ・まず日本の皆さんにお伝えしたいのが、私にとってITとデジタルとはまったく別のものであるということです。
- ・「IT」とは、機械と機械をつなぐものであり、「デジタル」とは、人と人をつなぐものです。
- ・「モノのインターネット」は、「IoT」とも呼ばれ、モノとモノ同士がコミュニケーションをとるためのネットワークです。でも、モノの向こうには「人」がいるはずですよ。
- ・こんなふうに、デジタル化は決してデジタル単独で進むのではなく、その向こうには私たち人間がいるのだということです。



SB新書『まだ誰も見たことのない「未来」の話しよう』より

👉 デジタルとは“人”が便利・幸せになること。手段と目的を間違えない

2. データ流通(利活用)の事例から

■台湾DXの成功事例 ～新型コロナ対策

・新型コロナウイルス蔓延時、マスクを**国民全員**に行き渡らせるため、当初は健康保険カードと購入履歴を紐付けた実名購入制で、大人1人につき週に2枚のマスクが購入できるシステムを構築

+

・政府が握っているマスクの在庫データを一般に公開

手段

↓

・すると民間のプログラマーが呼応し、地図上でマスク在庫をリアルタイムで見られる「マスクマップ」システムを3日間で開発し公開

手段

↓

...

・結果的に、**国民全員に素早く**マスクが行き渡った

目的

👉 成功のポイント = **情報(データ)を流通させ、広く活用できるようにした**

2. データ流通(利活用)の事例から

- ・DXが世に知られて久しい。もはや一般語
- ・デジタルによって世の中が便利になることが当たり前
- ・**情報を流通させることが成功のポイント。使ってナンボ。**

(例)OutLook予定表の共有で業務効率UP！スマホ閲覧でさらに利便性UP！

- ・**半面、セキュリティリスクもある。危険と隣合わせ**

(例)2022年11月5日 住基ネットの個人情報を漏えいか？
杉並区職員らを逮捕。暴力団関係者から「人探し」依頼され



インシデントと言う

 私たちは、**情報が流通し使われることを前提に、正しい理解が必要**

2. データ流通(利活用)の事例から

- ・世の中には
社会を便利にするために、流通して良い「情報」
と
住民保護(プライバシー確保)のために、漏らしてはいけない「情報」
の2種類があります。
- ・管理職に求められている能力は、この 情報を分別する力 です。
- ・また、デジタルネイティブの 若年職員は 情報の流通で利便性が向上する(活用手法)に長けていますが、漏らしていい情報と悪い情報の区別があいまいです。
- ・管理職は、漏洩してはいけない情報の選別、情報の守り方を重点的に理解しましょう。



管理監督者として知っておくべきポイント・勘所をお伝えします

3. そもそも情報セキュリティ対策とは？

技術的対策

ファイア
ウォール



暗号化



セキュリティ**技術**製品など
を用いて情報資産を
保護するための対策

人的対策

マニュアル



研修



誤操作や不正行為など、**人が原因と
なる脅威**から情報資産を保護する
ための対策

物理的対策

施錠管理



不正な侵入、損傷から
情報資産を保護するた
めの対策

危機管理



運用、評価・見直し

情報システムの監視、ポリシー遵守状況の確認、
危機対応、監査、自己点検など

●情報セキュリティ対策は、「人的対策」「技術的対策」「物理的対策」が必要とされています。

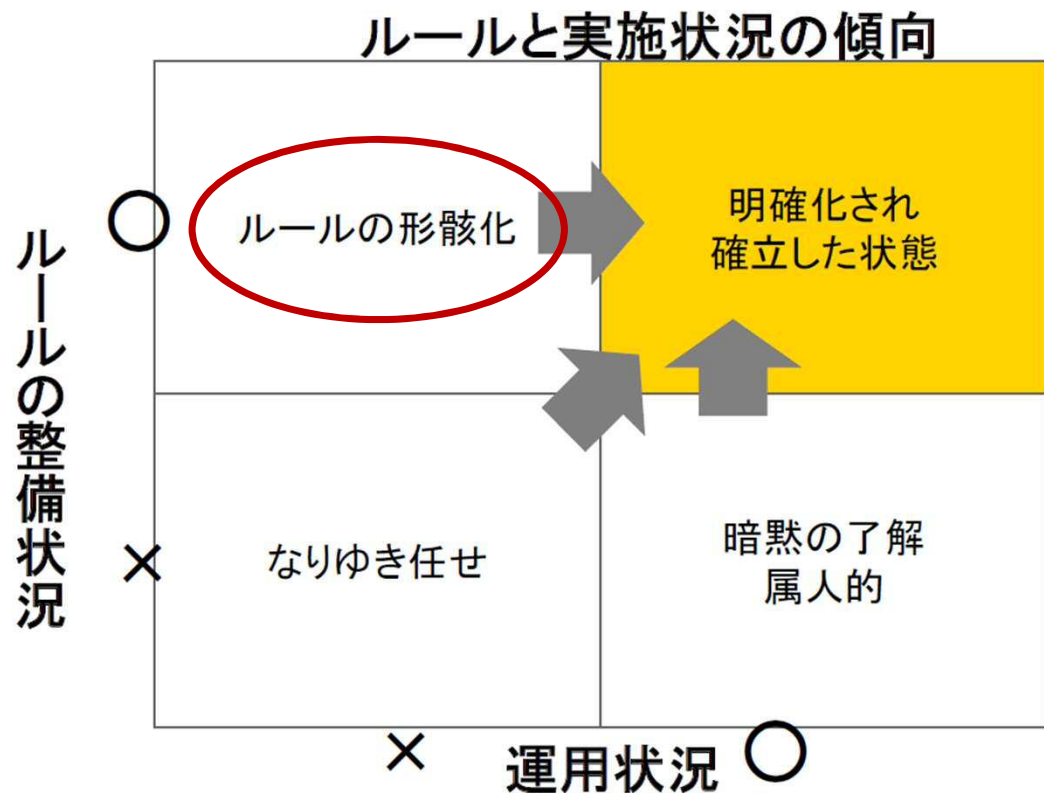
●これらを明文化したものとして、**「情報セキュリティポリシー」**(=ルール)を定めています。

●この「ルール」を守るため、人の教育訓練や内部監査による点検などを行っています。



管理職は、運用フェーズの責任者(=情報化推進責任者)です！

3. そもそも情報セキュリティ対策とは？



● これらを明文化したものとして、「情報セキュリティポリシー」 (=ルール) を定めています。

● この「ルール」が、形骸化しないよう、

①「ルール」の周知・

正しい理解

②正しい運用を行うこと

が管理職の責務です。

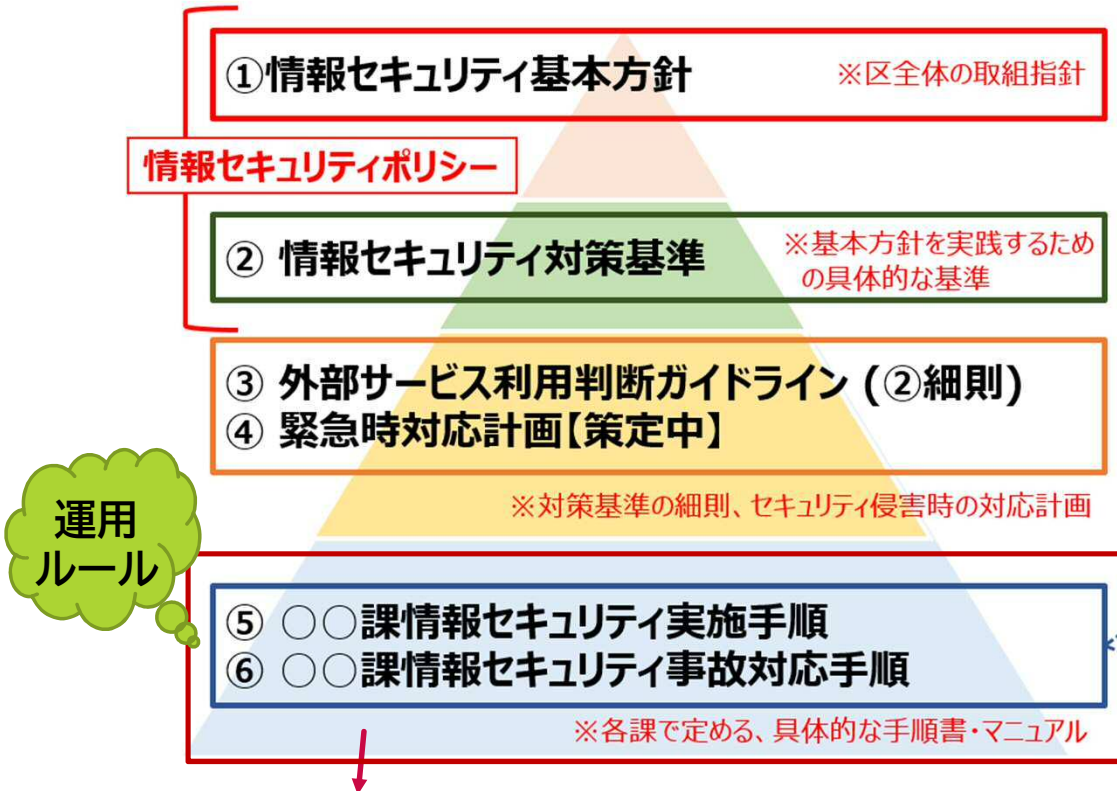
規程類の整備と、規程類に基づいた運用の両方が必要です。



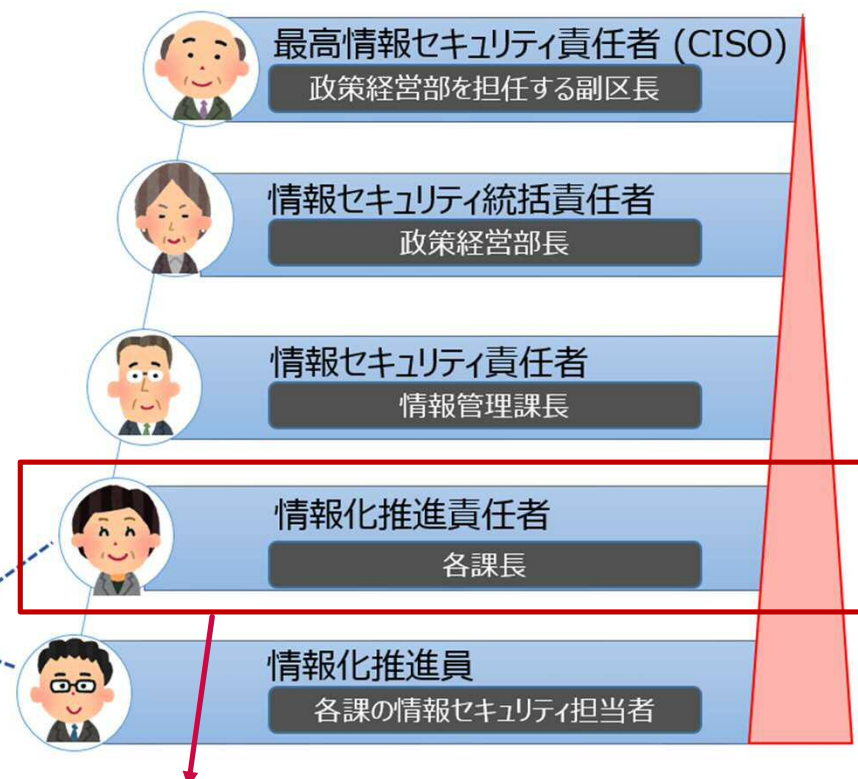
管理職は、運用ルールが形骸化しないよう努めましょう！

(参考)セキュリティポリシー(ルール)の体系・体制

▼情報セキュリティポリシー等の体系



▼情報セキュリティ体制



- 細かい運用ルールは、各課で作成する「**情報セキュリティ実施手順**」に記載し、各課でメンテナンスする。メンテナンスは、**情報化推進責任者の責務**。
- 事故発生時は、「リスクマネジメント指針・体制」に基づき、迅速に報告・対処する。

(参考)2022年8月 ポリシー改定の主なポイント

➤ 今回の豊島区情報セキュリティポリシーの改定のポイントは大きく3点あります！

改定ポイント

- 1 『個人情報を取扱う外部サービスに関する規定』の新設
 - SNSと外部サービスの区分
 - SNSと外部サービスの新規利用時の手続き
 - 外部サービス利用判断ガイドラインの活用
- 2 『通知等にて運用中であるがポリシーに未記載の規定』を追記
 - 情報システム全体の強靱性の向上
 - 情報機器の廃棄
 - 重要情報資産の保存ルール
- 3 その他、文言の整理
 - 情報セキュリティポリシーの章立ての変更
 - 教育委員会事務局との「基本方針」の統合
 - 私用端末の業務利用禁止
 - パスワードの運用ルールの見直し

➤ クラウドサービスの普及に伴い、従来のSNSの概念に加え、「外部サービス（クラウドサービス）」という概念を新設します。このことにより、個人情報の双方向のやり取りを許可し、

クラウドサービスの利用が可能となります。

➤ また、外部サービスを利用するにあたっては、「豊島区外部サービス利用判断ガイドライン」によって、外部サービス導入前の事業者選定等セキュリティチェックを行います。

■ SNSと外部サービスの区分

種類	現行		改定案		具体例
	個人情報無	個人情報有	個人情報無	個人情報有	
SNS ※ 1	○	× 送信不可 <small>(ただし、受信は可能)</small>	○	× 送信不可 <small>(ただし、受信は可能)</small>	・区公式LINE (一方向) ・区Twitter ・Youtube (ななまるチャンネル)
外部サービス ※ 2	-	-	○	○	

※ 1 : 区から不特定多数への情報発信 (一方向)
 ※ 2 : 区と特定した相手との情報の送受信 (双方向)

外部サービス利用判断ガイドラインの適用範囲

4. 何が原因でインシデントは起こるのか

■主なセキュリティインシデントの原因

1. 紛失・盗難
2. 誤送付・誤送信
3. 不適切な利用(目的外利用)
4. データ改ざん
5. ウイルス(マルウェア感染)

・人が原因で引き起こされるもの

→人がルールや基本的な仕組みを理解し、守っていれば、起こらない！

||

知っているかどうかが大きな分かれ目
ルール順守も必要

6. 標的型攻撃
7. 自然災害・機器故障

・技術的対策不足等で起こるもの

→情報管理課の仕事



人の対策が最も大事！知らなかった、ついうっかり、では済まされない

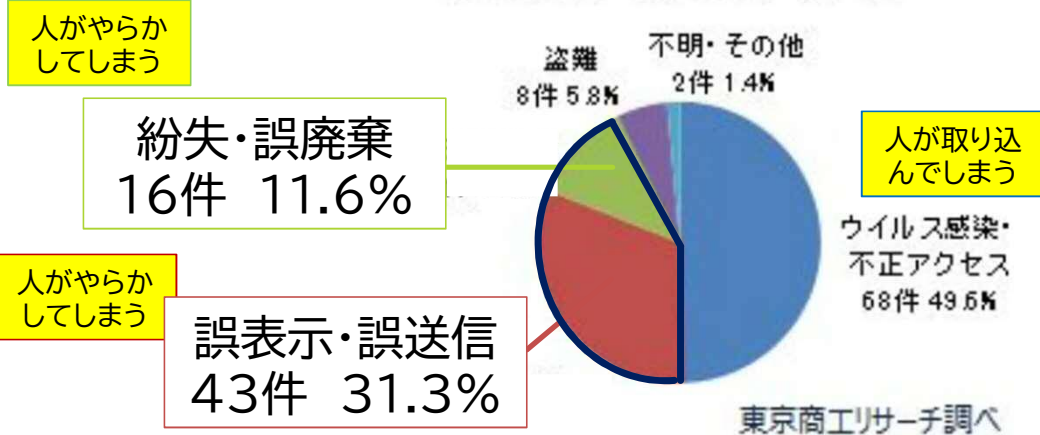
4. 何が原因でインシデントは起こるのか(原因)

■東京商工リサーチ調査

2021年上場企業とその子会社が公表した、個人情報の漏えい・紛失事故

- 👉 技術的要因(人起因)が約5割
- ・(純粋な)人的要因も4割強

情報漏えい・紛失件数 原因別



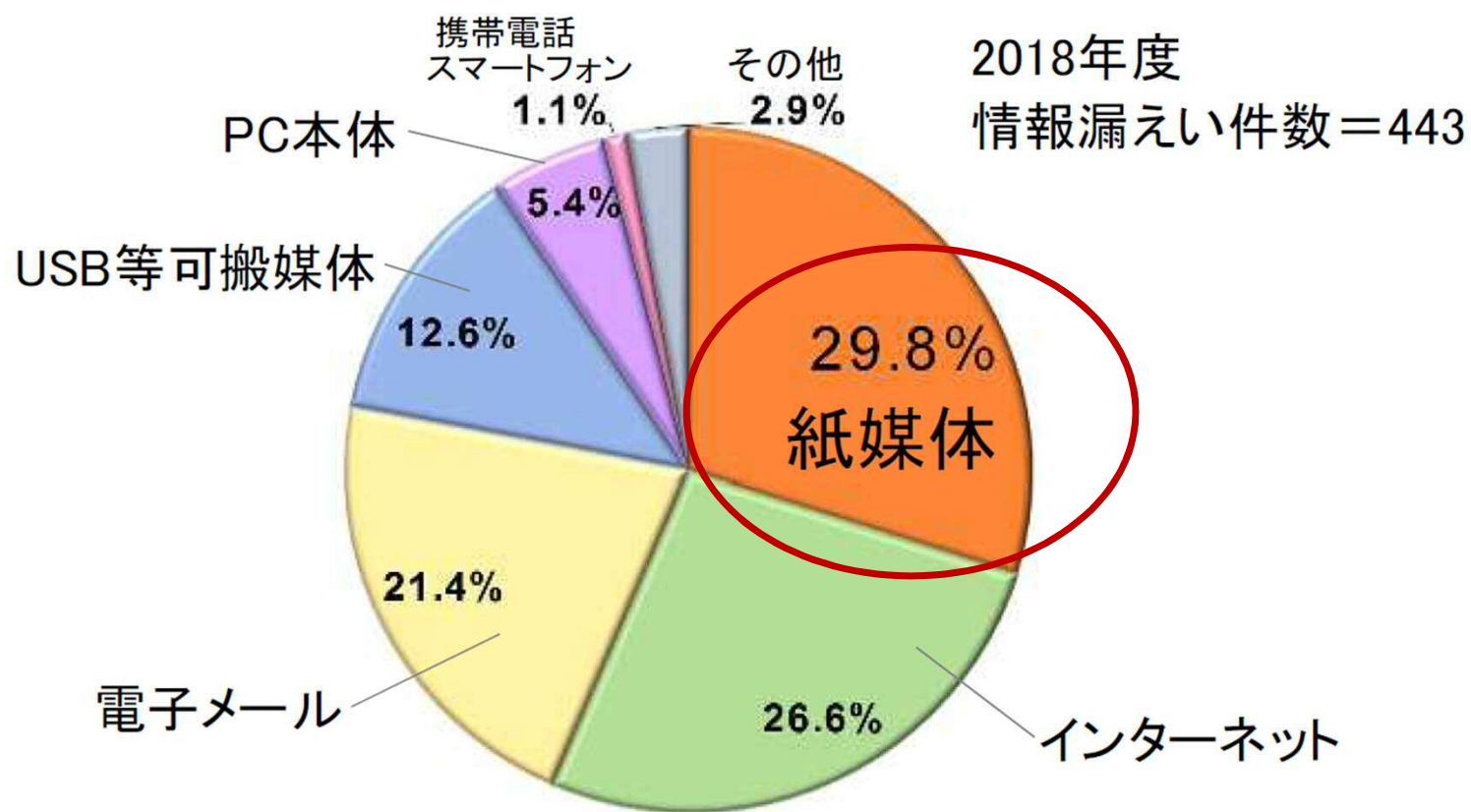
原因別「ウイルス感染・不正アクセス」が5割

2021年の情報漏えい・紛失事故の137件のうち、原因別は、「ウイルス感染・不正アクセス」の68件（構成比49.6%）が最多で、約5割を占めた。次いで、「誤表示・誤送信」が43件（同31.3%）で、メールの送信間違いなどの人為的なミスが中心。

このほか、保管しておくべき書類や取引記録の廃棄・紛失、従業員が外出先で紛失したケースなどの「紛失・誤廃棄」が16件（同11.6%）と続く。

1事故あたりの情報漏えい・紛失件数の平均は、「ウイルス感染・不正アクセス」が11万745件と突出している。膨大な情報に不正アクセスするサイバー犯罪は、紙媒体が中心の「紛失・誤廃棄」（平均3万2,818件）などに比べ、情報漏えい・紛失件数がケタ違いに大きい。

4. 何が原因でインシデントは起こるのか(媒体)

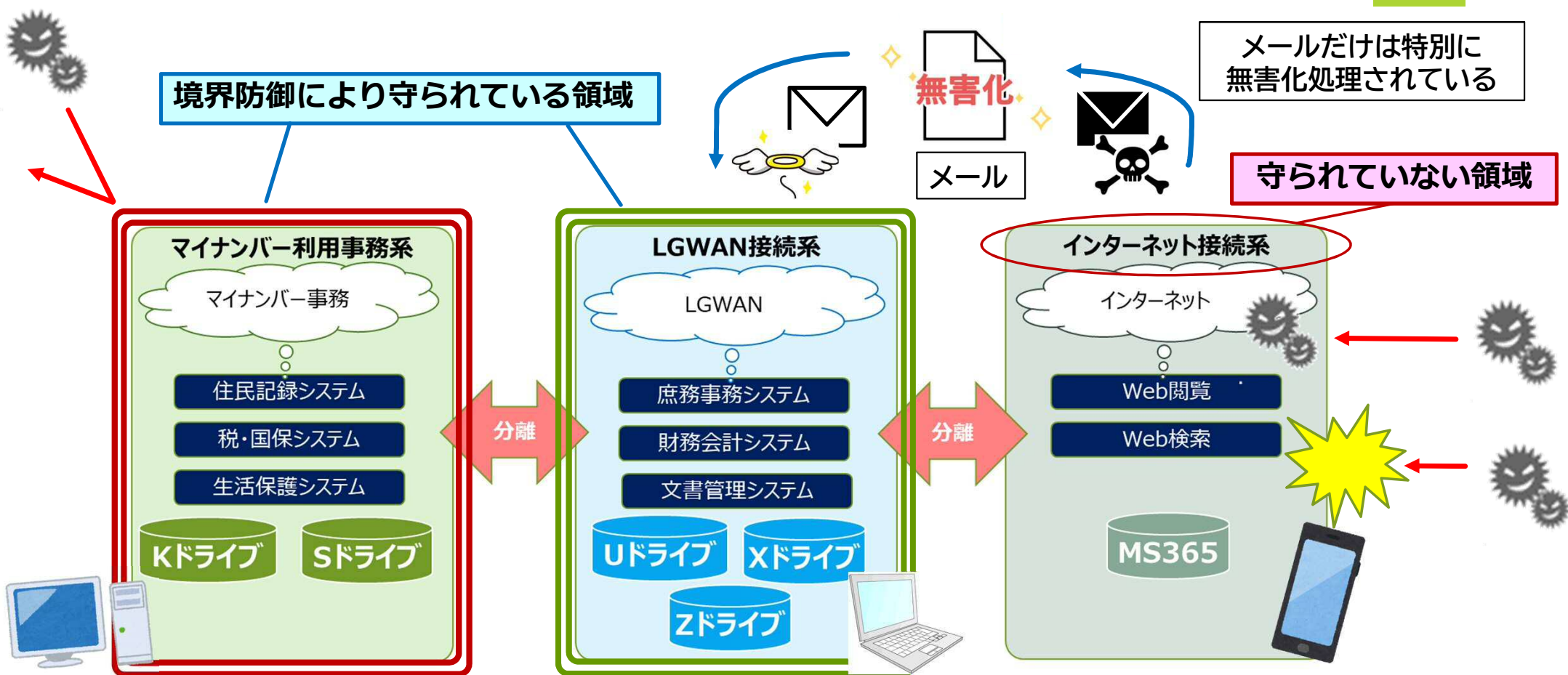


出所: NPO日本ネットワークセキュリティ協会「2018年 情報セキュリティインシデントに関する調査結果 ~個人情報漏えい編~(速報版)」



情報流出は、データだけとは限らない！依然として紙に注意が必要

5. キホン①: 区のネットワークの仕組みの理解



「LGWAN接続系」を「インターネット接続系」から分離し、外部からのアクセス（サイバー攻撃等）を遮断しています。この対策により、重要情報資産が区の外部に流出することを防止しています。

5. キホン①:スマホ利用時は、特に注意が必要

29

■インターネット接続系は危険がいっぱい！

- ・**管理職スマホ**／Web会議PC／各課保有PCが該当
- ・基本的対策は「ウイルス対策ソフト」のみ。過信は禁物。

→以下の基本事項を守りましょう！

①インターネット利用時の注意

海外サイト開かない、バナーをクリックしない、IDパスを記憶しない、
サイトからファイルをダウンロードしない、etc

②メール利用時の注意

添付ファイルは開かない、海外からのメールは開かない、
メールのハイパーリンクをクリックしない、フリーメールは使わない

③重要情報資産の取り扱いの注意

(原則として)個人情報を取り扱わない・送信しない・保存しない、
機微情報には注意する



5. キホン②: データ種別ルールを理解

■ 情報(データ)の種別によって、保存して良い・悪い、保存先等が変わります

情報資産分類	定義	具体例
I	個人情報及びセキュリティ侵害が区民の生命、財産等に重大な影響を及ぼす情報	個人情報全般（課税情報、病歴等など）
II	個人情報は含まれないが、秘密文書に相当する情報公開することを予定していない情報及びセキュリティ侵害が行政事務の執行等に重大な影響を及ぼす情報	契約予定金額、土地区画整理の調整段階の情報、工事見積積算額、プロポーザルの採点状況など
III	個人情報及び秘密文書には相当しないが、直ちに一般公開を予定していない情報外部に公開する情報のうち、セキュリティ侵害が行政事務の執行等に軽微な影響を及ぼす情報	区民向けパンフレットの校正原稿など (区内部で使用する、公開が前提である資料)
IV	上記以外の情報	I～IIIにすべて含まれない情報 (職員の個人的な連絡メモや、区公式ホームページに掲載されている個人情報保護審議会の議事録など)

▲ 情報資産は I～IV に分類されます

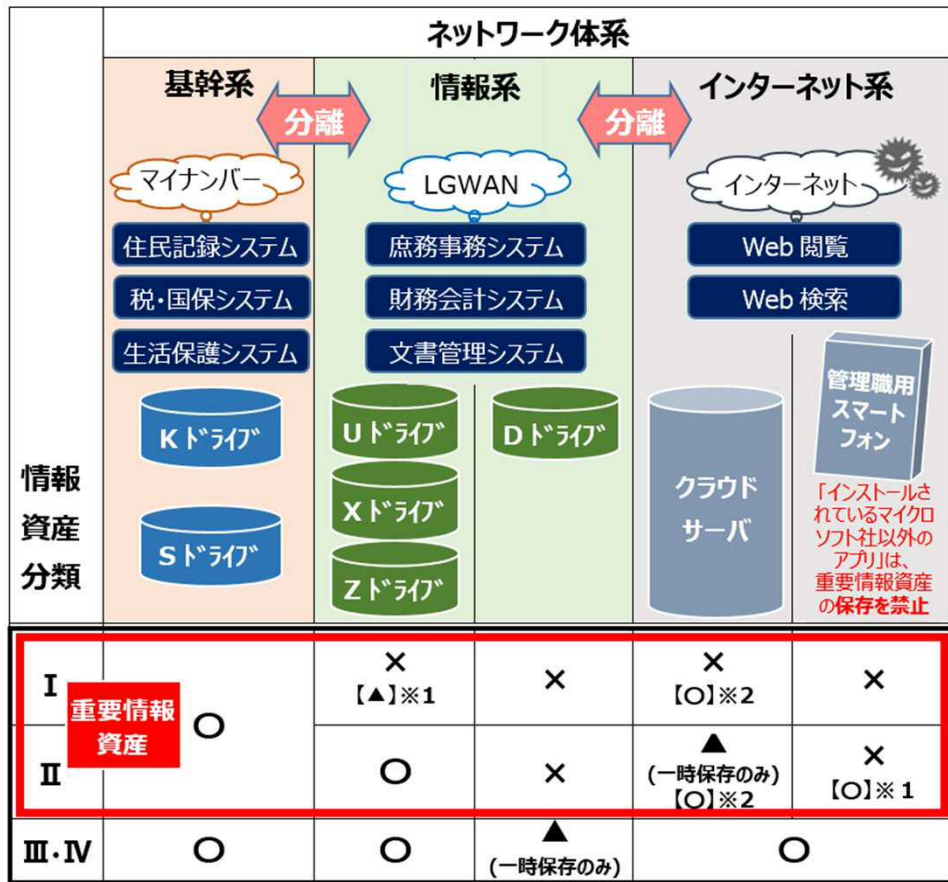
個人情報 = I、重要情報 = II、その他 = III・IV

※ I と II を合わせて「重要情報資産」といいます。

5. キホン②:データ保存・送信ルールを理解

■情報(データ)の種別によって、保存して良い・悪い、保存先等が変わります

・保存ルール



・送信ルール

送信元	管理職用タブレット	管理職用スマートフォン
送信手段	Outlook メール	① SMS ② au メール ※Outlook は受信専用
I 重要情報		×
II 資産		[O]※4
III・IV		○

・情報資産分類種別により、保存できる／できない 送信できる／できない が異なります。

※1...情報化推進責任者の許可を得た上で情報セキュリティ実施手順に規定した場合は、パスワード等による保護を行った上で、一時保存を可とする。
 ※2...「外部サービス利用判断ガイドライン」の手続きに基づき利用を開始した外部サービスについては、保存を可とする。
 ※4...定型的な業務であり、情報化推進責任者の許可を得た上で、各課の情報セキュリティ実施手順に規定した場合は、送信を可とする。送信する際は、パスワードと通信の暗号化を必須とする。

5. キホン③: 機器・アカウントは貸与品を使いましょう

■ 私物のスマートフォン等を利用してはいけない

- 個人所有のスマホや携帯電話を仕事中に使ってはいけない
- 写真を撮ったり、ソーシャルメディアにアクセスすることが可能なので、情報漏洩の疑いを掛けられる可能性がある

■ 組織の備品を個人で自由に使ってはいけない

- 組織のパソコンは、業務用の備品。ソフトウェアを含めて、管理の対象となっている
- 個人所有のパソコンと組織のパソコンは、ハードウェア・ソフトウェア的には同じものだが、その利用目的と万一の事故の場合の重大性が大きく異なる

■ ソーシャルメディアでの情報発信をしてはいけない

- 業務に関わる情報の発信を、FacebookやTwitterで発信する・してはいけない。個人の生活に関する投稿でも、業務が推測される内容は×。
- 就業規則上の違反行為となり、罰則の対象となる可能性がある
- 原則として、アカウントは組織から払い出されたものを使う

5. キホン④:ログの取得・再委託確認(特記事項)

33

事例①:2022年11月5日 杉並区職員個人情報漏洩事件

住基ネットの個人情報を漏えい

杉並区職員らを逮捕。同級生の暴力団関係者から「人探し」依頼され20人分を提供。本人は容疑を否定。

▶問題点は？

・区民個人情報を持ち出す際の「**手順**」「**管理方法**」「**ログ取得**」が**不十分**だった。

→個人情報へのアクセスログを取っていますか？（不正抑止・追跡可能性）

個人情報の持ち出し(EFE)は**課長承認事項**です(特例処理)。利便性(運用)を優先して**係員を承認者**にしていますか？



事例②:2022年6月23日 尼崎市USB紛失事件

臨時給付金支給事務の受託者であるBIPROGY(株)の関係社員(**再々委託先社員**)が、市民 46万人分のデータを記録したUSBメモリーをかばんへ入れて持ち出した。

データ移管作業完了後、飲食店に立ち寄り泥酔。**当該USBメモリーを入れたかばんを紛失**。

▶問題点は？

・市が委託先の管理監督責任を負うが、**丸投げ**だった(再委託チェックをしていない)。

・委託先業者は、情報アクセスに必要なID・PASSを全員で使いまわすなど、

利便性(運用の使い勝手)を優先し、セキュリティ対策を疎かにしていた。

→皆さんの課(出先機関・委託先含む)では、大丈夫ですか？



最後に...

セキュリティは、取り締まりではありません。

情報を活用して便利にするために、

守るべき常識・ルールです！

- 情報セキュリティに関連する事故は常に発生している！
『そんなつもりはなかったのに...』
- 利便性（運用）を優先して、本来守るべきセキュリティルールを無視していませんか？（チェック体制がきちんと担保されていますか？）
- 決して他人事ではない!!
 - ヒューマンエラーが大半である
 - 意識が低い（セキュリティルールを知らない/守らない/自分は大丈夫/自分には関係のない）ことで、自分自身が当事者となる
 - 常に自分もセキュリティ事故を起こす危険性があることを認識する
 - 公務員なので、事故を起こすと処罰されます。

